

いわて県民計画

(2019～2028)

第2期アクションプラン

— 地域振興プラン —

県北広域振興圏

(素案)

2023 年度～2026 年度

令和 4 年 11 月
岩 手 県



目 次

県北広域振興圏

はじめに ----- 1

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが
健康で心豊かに暮らせる地域 ----- 5

- 1 多様な交流・連携により地域コミュニティを活性化します ----- 8
- 2 文化芸術・スポーツの持つ力を地域活性化へとつなげていきます ----- 11
- 3 地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う
福祉の環境をつくります
 - (1) 保健・医療分野 ----- 15
 - (2) 介護・福祉分野 ----- 20

II 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域 ----- 25

- 4 災害に強い社会基盤を整えます ----- 28
- 5 新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える
社会基盤を整えます ----- 32
- 6 環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、
良好な自然環境を守ります ----- 36
- 7 豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに
取り組みます ----- 41

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、
意欲を持って働く地域 ----- 45

- 8 北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルで
いきいきと暮らせる農村をつくります ----- 48
- 9 地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大に取り組みます ----- 53
- 10 担い手の確保・育成や漁業生産量の回復・向上を進めます ----- 58
- 11 北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛んにします ----- 63
- 12 アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします -- 67
- 13 隣接圏域等と連携した広域観光を進めます ----- 71
- 14 雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます ----- 75

巻末資料 「県北圏域重点指標」一覧 -----

はじめに

1 地域振興プランの策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、4広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが必要です。

こうしたことから、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プランは、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実行性を確保するものです。

2 地域振興プランの期間

「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章の第2期アクションプランとして策定するもので、マニフェスト・サイクルを考慮した令和5年度から令和8年度までの4年間の計画とします。

3 地域振興プランの構成

はじめに、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するための目標となる重点指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

多様かつ豊富な資源・技術、培われた知恵・文化を生かし、北東北、北海道に広がる交流・連携を深めながら、新たな地域振興を展開する地域

【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

県央圏域や八戸圏域などとの交流・連携による地域活性化や、地域に根ざした文化芸術やスポーツの振興を図るとともに、東日本大震災津波の被災者のこころのケアと健康づくりの支援や、保健・医療・介護・福祉の連携により、子どもから高齢者まで、病気や障がいなどの有無に関わらず、安心して健やかに暮らせる環境づくりを進めます。

II 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進し、地震津波などへの対策を強化するとともに、物流の効率化や圏域内外への交流拡大、生産性の向上を支える社会基盤の整備を進めます。

また、良好な自然環境を保全し、豊かな自然と共生しながら、太陽光、風力、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます。

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働く地域

地域の中核となる経営体の育成や担い手の確保・育成、農林水産物の生産性向上やブランド化などによる高付加価値化と販路拡大の取組を進めるとともに、地域の特性を生かした体験・交流型観光や食産業振興の取組を進めます。

また、产学研官が連携した企業支援を展開し、アパレルなど特徴的な産業の認知度向上やものづくりを担う人材の育成を進めるとともに、県や市町村などの関係機関が一体となってキャリア教育に取り組み、若者の地元就職を促進します。

4 地域振興プランの推進

各広域振興圏における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため策定に当たっては、地域の代表者等で構成されるいわゆる圏域懇談会における意見や地域説明会、パブリックコメント等を踏まえ策定したものです。

このプランの推進に当たっては、政策推進プランや復興推進プランに掲げる施策等と連携しながら取り組んでいきます。

特に、政策推進プランにおいて、人口減少対策として最優先で取り組むに当たり掲げた次の4つの重点事項に関しては、各広域振興圏においても様々な主体との連携・協働のもと、重点的な施策展開を図ります。

■重点事項1：男女がともに活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなどライフステージに応じた支援や移住・定住施策を強化します。

■重点事項2：GX（グリーントランスマネーション）を推進し、カーボンニュートラルと持続可能な新しい成長を目指します。

■重点事項3：DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、デジタル社会における県民の暮らしの向上と産業振興を図ります

■重点事項4：災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進します。

また、人口減少・少子高齢化が進む中にあって、地域が持続的に発展していくためには、各広域振興圏における連携や県域の区域を越えた連携のもとで、戦略的に取組を展開していくことが重要であることから、これらの広域的な連携を進め、地域課題の解決に取り組んでいきます。

このプランの進行管理については、上記懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

【4つの重点事項に関する「県が取り組む具体的な推進方策】

| | | 県が取り組む具体的な推進方策 |
|-------|-------------|---|
| 重点事項1 | 重点施策項目1 | ① 隣接する圏域等との広域的な交流・連携 ② 移住・定住の促進 ③ 地域づくり活動の促進 |
| | 重点施策項目2 | ① 文化芸術情報の発信や文化芸術に直接触れる機会の充実 ③ ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実 |
| | 重点施策項目3-(1) | ② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進 |
| | 重点施策項目3-(2) | ① 結婚支援・子育て家庭への支援 |
| | 重点施策項目5 | ③ 快適で魅力あるまちづくりの推進 |
| | 重点施策項目8 | ① 地域農業を担う経営感覚に優れた経営体の確保・育成 |
| | 重点施策項目10 | ① 漁業担い手の確保・育成 |
| | 重点施策項目11 | ③ 食産業を担う人材の確保・育成 |
| | 重点施策項目12 | ③ ものづくりを担う人材の確保・育成 |
| | 重点施策項目13 | ② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成 |
| | 重点施策項目14 | ① 働き方改革の促進等による雇用・労働環境の改善 ② 関係機関との連携による若者の地元就職や職場定着の促進 |
| 重点事項2 | 重点施策項目6 | ① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進 ② 良好な水環境の確保 ③ 廃棄物の適正処理の推進 ④ 地球温暖化対策の推進 |
| | 重点施策項目7 | ① 太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入及び利活用の促進 ② 洋上風力発電の実現に向けた支援 |

| | | |
|--------|-----------------|---|
| 重点事項 2 | 重点施策項目 7 | ③ 再生可能エネルギー資源を生かした地域づくり |
| 重点事項 3 | 重点施策項目 8 | ② 高度な生産技術の導入等による特色ある農畜産物の産地育成 |
| | 重点施策項目 9 | ① 意欲と能力のある林業経営体の育成や林業技術者の確保、育成 |
| | 重点施策項目 10 | ② 漁業生産量の回復・生産性向上 |
| | 重点施策項目 11 | ② 北いわて食材等の認知度向上・取引拡大 |
| | 重点施策項目 12 | ② 地域の特徴的な産業の振興 |
| 重点事項 4 | 重点施策項目 3-(1) | ⑤ 健康危機管理対策の推進 |
| | 重点施策項目 3-(2) | ⑤ みんなが住みやすいまちづくりの推進 |
| | 重点施策項目 4 | ① 洪水・土砂災害対策の推進 ② 緊急輸送道路、海岸保全施設の防災機能強化の推進 ④ 減災のためのソフト施策の推進 |
| | 重点施策項目 5 | ② 日常生活を支える安全な道づくりの推進 ④ 社会資本の適切な維持管理の推進 |
| | 重点施策項目 9 | ② 森林整備による適切な資源の管理とともに、地域材の安定供給や利用拡大の取組を促進 |
| | 重点施策項目 11 | ④ 安全・安心を支える体制の整備 |

<【再掲】の表示について>

複数の施策項目に関連する「県が取り組む具体的な推進方策」の取組内容や目標については、最も関連性の高い施策項目以外には、「【再掲】」として表示しています。

【振興施策の基本方向】

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、 一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

県央圏域や八戸圏域などとの交流・連携による地域活性化や、地域に根ざした文化芸術やスポーツの振興を図るとともに、東日本大震災津波の被災者のこころのケアと健康づくりの支援や、保健・医療・介護・福祉の連携により、子どもから高齢者まで、病気や障がいなどの有無に関わらず、安心して健やかに暮らせる環境づくりを進めます。

【第1期地域振興プランの成果と課題及び今後の方向性】

県北圏域では、第1期において、圏域内外との交流・連携の促進や、若者・女性の地元定着と移住・定住の促進等による地域活性化、文化芸術・スポーツの参加機会の提供や隣接圏域との交流、こころと体の健康づくり推進、子育て支援や高齢者介護など地域で支え合う福祉の環境づくりに取り組みました。

その結果、文化芸術やスポーツなど八戸圏域との広域的な交流・連携が進んだほか、御所野遺跡の世界遺産登録を契機に県境を越えた交流・連携が深まりました。

一方、人口減少は依然として進んでおり、結婚・子育てへの支援、若者・女性の進学・就職等による圏域外への流出などが課題となっています。また、圏域の高齢化も進んでおり、高齢者が安心して暮らすことができるよう環境や体制の整備が必要です。

生活習慣病については、がん、心疾患及び脳血管疾患の死亡率は、男女とも県平均を上回っているほか、自殺死亡率についても、低下傾向にはあるものの依然として県平均を上回っています。新型コロナウイルス感染症を踏まえた新興感染症にも備える必要があります。

今後は、市町村等と連携し、結婚を望む男女や子育て家庭を支援するとともに、若者や女性が地域で活躍できる環境づくりを進め地元定着を図るほか、U・Iターンの促進や地域おこし協力隊への支援など人口減少対策を進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市町村の地域包括ケアシステムの構築支援や認知症対策などを進めます。

文化芸術やスポーツなど八戸圏域との広域的な交流・連携、御所野遺跡の世界遺産登録を契機に深まった県境を越えた交流・連携をさらに進めます。

生活習慣病予防や自殺対策については、市町村や関係機関・団体、事業所等と一体となり取組みを進めるほか、新興感染症などへ備えるため、必要な病床や診療・検査体制等の整備に取り組みます。

【県北圏域重点指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 | 年度目標値 | | | 計画目標値 R8 |
|-------------------------------------|----|-----------------------|-------|----|----|-------------|
| | | R3 | R5 | R6 | R7 | |
| ① 活動中の元気なコミュニティ特選団体数(累計) | 団体 | 56 | | | | |
| ② 公立文化施設における催事数 | 件 | 130 | | | | |
| ③ スポーツ実施率 | % | 66.8 | | | | |
| ④ 自殺者数〔10万人当たり〕 | 人 | 19.0 ^(R2) | | | | |
| ⑤ 大きな病院と診療所(開業医)の役割分担の認知度 | % | 48.8 | | | | |
| ⑥ がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数〔10万人当たり〕 | 男性 | 312.6 ^(R2) | | | | |
| | 女性 | 173.3 ^(R2) | | | | |
| ⑦ 居宅介護(地域密着型)サービス ¹ 利用割合 | % | 56.9 ^(R2) | | | | |
| ⑧ 障がい者グループホーム ² の利用者数 | 人 | — | | | | |
| ⑩ 「いわて子育てにやさしい企業等認証」の認証数(累計) | 社 | 22 | | | | |

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2 指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

¹ 居宅介護(地域密着型)サービス：高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域(自宅)で暮らし続けることを目的として、自宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練を行うサービス。

² グループホーム：生活に困難を抱えた障がい者や認知症高齢者が、専門スタッフによる家事などの日常生活援助を受けながら、少人数で共同生活を送ることのできる住居。

【重点施策項目一覧】

| 重点施策項目 | 具体的推進方策 |
|--|--|
| 1 多様な交流・連携により地域 コミュニティを活性化します | ① 隣接する圏域等との広域的な交流・連携 ② 移住・定住の促進 ③ 地域づくり活動の促進 |
| 2 文化芸術・スポーツの持つ力 を地域活性化へつなげてい きます | ① 文化芸術情報の発信や文化芸術に直接触れる機会の充 実 ② 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」 の価値の理解促進 ③ ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実 ④ 八戸圏域との文化・スポーツに関する交流・連携の促進 |
| 3-1 地域における医療体制を整 え、心身の健康づくりと地域 で支え合う福祉の環境をつく ります（保健・医療分野） | ① 被災住民への健康支援と医療体制の構築 ② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進 ③ 自殺対策の推進 ④ 脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進 ⑤ 健康危機管理対策の推進 |
| 3-2 地域における医療体制を整 え、心身の健康づくりと地域 で支え合う福祉の環境をつく ります（介護・福祉分野） | ① 結婚支援・子育て家庭への支援 ② 高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの推進 ③ 障がい者の自立生活支援 ④ 生活困窮者の自立支援 ⑤ みんなが住みやすいまちづくりの推進 |

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

1 多様な交流・連携により地域コミュニティを活性化します

(基本方向)

三陸沿岸道路の全線開通に伴い、県北圏域内外の交流が拡大することから、北緯40° ナニヤトヤラ連邦会議¹の枠組みも活用し、沿岸部、内陸部、八戸圏域との交流・連携を促進します。

若者や女性が地域や職場において活躍できるよう、環境づくりを支援します。

県北圏域内外の人材交流を促進するため、市町村や関係団体等との受入態勢の構築に努めながら、移住・定住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備し、地域活性化を図ります。

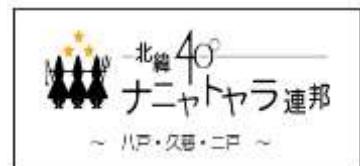
「暮らしたい」、「帰りたい」と思える地域にしていくため、多様な主体が取り組む地域コミュニティの活性化を支援し、地元定着及び移住・定住を促進します。

現状と課題

- 人口減少・少子高齢化に加え、個人の価値観の変化、東日本大震災津波の被災を要因とする、地域活動のリーダーの高齢化や担い手不足、更に新型コロナウイルス感染症の影響等による地域コミュニティ活動への参加機会の減少等により地域コミュニティの機能の低下が大きな問題となっています。
- 地域と多様に関わる関係人口の拡大に向けて、隣接圏域等との広域的な交流・連携を促進する必要があります。
- 東日本大震災津波を契機とした、県内外の多くの若者や女性による活動を継続・拡大させるため、交流の輪の構築等の支援を行う必要があります。
- 地域おこし協力隊²などをはじめ、県内外からの移住者には、外部の視点から地域づくりの中心になって活動している方もいることから、移住者の受入態勢の整備が重要となっています。
- 市町村や関係機関など多様な主体の参画・連携により、地域コミュニティの形成支援を行う必要があります。

¹ 北緯40° ナニヤトヤラ連邦会議：八戸圏域、久慈圏域及び二戸圏域の連携による地域振興に関する意見交換及び施策の推進のため、平成18年度に設置された。八戸市、久慈市、二戸市、三八地域県民局及び県北広域振興局の3市2局で構成され、市町村や都道府県といった行政の線引きにとらわれることなく、三圏域の振興に向けた協議を行い、合意に至った各種の連携協力事業を推進することとしている。

ロゴマーク



なお、次のようなロゴマークを制定、広報誌等に表示するほか、イベント等でも使用している。

² 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 隣接する圏域等との広域的な交流・連携

- ・ 北緯 40° ナニヤトヤラ連邦会議の枠組みの活用のほか、縄文遺跡群のつながりや三陸沿岸道路の全線開通を生かした隣接圏域等との広域的な交流・連携を促進します。
- ・ 地域おこし協力隊など地域外の人材との交流・連携の取組を更に強化していきます。

② 移住・定住の促進

- ・ 市町村が地域おこし協力隊制度等による外部人材を有効に活用し、外部人材が任期終了後に地域へ定着できるよう支援します。
- ・ U・Iターン等の情報提供など市町村と連携しながら移住・定住の取組を進めます。

③ 地域づくり活動の促進

- ・ 子どもの郷土愛を育むための体験交流や県、市町村、NPO等の多様な主体が参画する研修会等を通じて、若者や女性の地元定着を図るとともに、地域コミュニティ活動を促進します。
- ・ 地域特性を生かした施策や市町村、事業者・団体、住民等と連携している取組について、圏域内外に情報発信し、県北圏域が一体となった地域づくりの機運醸成を図ります。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|---------------------------------|-----------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ① 隣接する圏域等との広域的な交流・連携 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・ 広域的な交流・連携促進のための会議への参画（回） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 2 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ② 移住・定住の促進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・ 外部人材の地元定着に向けた相談・交流会等への参加者数（人） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 19 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ③ 地域づくり活動の促進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・ (一財)自治総合センターのコミュニティ助成申請団体数 | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 28 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| | 北緯 40° ナニヤトヤラ連邦会議への参画 | | | | |
| | 地域おこし協力隊等との交流・連携の促進 | | | | |
| | 広域的なU・Iターン等の情報提供 | | | | |
| | 地域おこし協力隊等の移住・定着支援 | | | | |
| | 地域コミュニティ活動支援 | | | | |
| | 様々な媒体を用いた情報発信 | | | | |
| | 若者・女性の活躍支援 | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・地域コミュニティ活動への参画
- ・移住者の受入理解
- ・移住者のサポート
- ・移住者との交流

(N P O等)

- ・住民意識の醸成
- ・地域課題の把握と課題解決に向けた取組
- ・自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信
- ・他地域の地域コミュニティ団体との連携・交流
- ・移住者の受入理解
- ・移住者のサポート
- ・移住者との交流

(企業等)

- ・地域社会の構成員として地域コミュニティ活動への参画
- ・地域コミュニティ活動への支援
- ・就職、仕事に関する情報の発信
- ・移住者の経験や技術の活用
- ・働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備
- ・岩手県出身者をはじめとした移住者の雇用拡大

(市町村)

- ・住民に対する意識啓発
- ・地域コミュニティの育成・活性化
- ・地域おこし協力隊の活動サポート及び定着に向けた支援
- ・地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組
- ・移住者の受入窓口の設置など相談・支援体制の整備
- ・移住希望者への情報発信
- ・インターナンシップの受入促進や移住体験施策の推進
- ・移住者の支援やフォローアップ

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

2 文化芸術・スポーツの持つ力を地域活性化へつなげていきます

(基本方向)

物質的な豊かさだけでは得られない、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するため、文化芸術・スポーツの持つポテンシャルを生かし、地域活性化に取り組みます。

文化芸術の分野において、観光振興や地域づくりへの波及を視野に入れ、文化芸術に対する理解と関心が深まるよう、情報を発信するとともに、文化芸術活動の将来の担い手である子どもや青少年が文化芸術に触れ、参加する機会を提供します。

また、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」を地域が誇る人類共通の財産として次世代に継承していくため、その価値の理解促進と県内外に向けた情報発信に取り組みます。

スポーツの分野において、県民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じてスポーツを楽しむことにより、健康で活力のある豊かな生活を営むことができるよう取り組みます。

また、隣接する八戸圏域の持つ文化芸術・スポーツの資源を生かし、多様な交流に取り組みます。

現状と課題

- ・ 県北圏域の文化芸術は、地域にとって有用な資源であり、地域おこしや地域活性化に対応する様々なアプローチの一つとして、文化芸術の持つポテンシャルを生かしていく必要があります。
- ・ 少子化等を要因とした人口の減少や高齢化の進行により、伝統文化等の担い手不足が顕在化し、その継承が課題となっており、地域の共通財産として次世代に引き継いでいく必要があります。
- ・ 文化芸術の裾野を拡大するためには、人材育成、環境整備を進めていくことが必要です。
- ・ 令和3年7月に世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」は、人類共通の財産として未来へ伝えていかなければならない貴重な文化遺産であり、その普遍的な価値を共有することが重要です。
- ・ スポーツには、健康増進や青少年の健全育成、地域社会の活性化など多面的な効果が期待されます。
- ・ 子どもから高齢者まで、県民それぞれがライフステージに応じて、スポーツに取り組むことが望まれます。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 文化芸術情報の発信や文化芸術に直接触れる機会の充実

- ・ 文化芸術コーディネーターと連携し、情報発信と文化芸術活動の支援に取り組みます。
- ・ 文化芸術の体験イベントや関係団体と連携した取組を推進し、文化芸術に親しむ機会の充実に取り組みます。

② 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の価値の理解促進

- ・ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である御所野遺跡を将来の世代に継承していくため、地域と連携しながら、その価値や重要性の理解促進に向けて取り組むとともに、情報発信に取り組みます。

また、世界遺産の普遍的な価値を理解し、後世に引き継いでいくことが重要であることから、次代を担う県内の多くの児童・生徒が御所野遺跡の縄文の文化や精神に触れ、理解を深めるよう促します。

- ・ 世界遺産登録を通じた北海道や北東北とのつながりを生かし、県境を越えた隣接圏とも連携を深めながら、多様な交流を促進します。

③ ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実

- ・ カーリングなど地域に根差したスポーツの普及に向けた取組を支援するとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組みます。
- ・ 関係機関と連携し、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の促進に取り組みます。
- ・ 関係団体と連携して、スポーツを体験する機会の充実に取り組みます。

④ 八戸圏域との文化・スポーツに関する交流・連携の促進

- ・ 北緯40° ナニヤトヤラ連邦会議の枠組みを生かし、八戸圏域との文化芸術・スポーツ両分野における交流等に取り組みます。
- ・ 八戸圏域の持つ文化芸術・スポーツの機能を活用した体験や交流をする機会の提供に取り組みます。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|-----------------------------|------------------|----------------------------|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ① 文化芸術情報の発信や文化芸術に直接触れる機会の充実 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・児童等の文化芸術体験事業参加者数（人） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 132 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| | ● | 文化芸術コーディネーターと連携した相談対応や情報発信 | → | | |
| | ● | 児童の文化芸術体験イベントの開催 | → | | |
| | | 放課後子ども教室等への文化芸術団体の派遣 | | | |
| | | | | | |

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|---|------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ② 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の価値の理解促進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・講演会・企画展等参加者・来訪者数（人） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 96 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・御所野縄文公園来訪者数（千人） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 32 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ③ ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・スポーツ施設入場者数（千人） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 416 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・スポーツ団体等との児童の交流・体験者数（人） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 96 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ④ 八戸圏域との文化・スポーツに関する交流・連携の促進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・八戸圏域との交流参加者数（人） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 534 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| 価値の普及・理解促進に向けた講演会・企画展等の開催 | | | | | → |
| 教育機関等との連携による児童・生徒への普及啓発 | | | | | → |
| 4道県と連携した理解促進・情報発信 | | | | | → |
| 関係団体と連携した取組の展開 | | | | | → |
| 県内スポーツ団体等と連携した取組 | | | | | → |
| 放課後子ども教室へのスポーツ団体の派遣 | | | | | → |
| 北緯40°ナニヤトヤラ連邦における連携した取組 | | | | | → |
| 郷土芸能交流祭 | | | | | → |
| パークゴルフ交流大会 | | | | | → |

県以外の主体に期待される行動

【文化芸術】

(住民)

- ・文化芸術活動への参加・鑑賞
 - ・文化芸術の継承・発展
- (文化芸術団体)
- ・文化芸術活動の推進
 - ・文化芸術の鑑賞機会の提供
 - ・文化芸術振興のための県、市町村と連携した取組の推進
- (市町村・市町村教育委員会)
- ・地域の文化芸術の情報発信
 - ・郷土芸能の保存・伝承

- ・文化芸術資源を活用した地域づくりの推進
 - ・世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」御所野遺跡の価値の理解促進に向けた取組
 - ・御所野遺跡の保全、保存管理と活用の推進
 - ・文化芸術振興のための県、文化芸術団体と連携した取組の推進
(文化施設)
 - ・文化芸術の鑑賞・体験機会の提供
 - ・文化芸術団体(個人)の活動支援
 - ・文化芸術に係る自主事業の推進
(文化芸術コーディネーター)
 - ・文化芸術団体の活動支援
 - ・文化芸術活動に係る情報発信
 - ・文化芸術団体の広域的な活動に係る調整・支援
 - ・文化芸術活動支援ネットワーク会議による文化芸術活動の取組の促進
- 【スポーツ】**
- (住民・家庭)
- ・自主的・自発的なスポーツの取組
 - ・スポーツ観戦
 - ・地域スポーツ活動の企画・参加・交流
(総合型地域スポーツクラブ)
 - ・地域におけるスポーツを楽しむ環境づくり
(スポーツ団体)
 - ・生涯スポーツ普及のための県、市町村と連携した取組の推進
(市町村・市町村教育委員会)
 - ・スポーツイベント等の開催
 - ・スポーツ環境の整備
 - ・スポーツ合宿等の誘致
 - ・スポーツ施設の活用の促進
(市町村体育協会等・体育施設)
 - ・生涯スポーツの推進
 - ・障がい者スポーツの推進
 - ・各種競技団体等の活動支援
(スポーツ推進委員)
 - ・スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整
 - ・住民に対するスポーツの実技の指導

【関連する計画】

- ・第3期岩手県文化振興指針(計画期間 令和2年度～令和6年度)
- ・岩手県スポーツ推進計画(計画期間 令和元年度～令和5年度)

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

3-1 地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります (保健・医療分野)

(基本方向)

東日本大震災津波、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による被災者の健康維持の支援やこころのケアを引き続き推進するとともに、災害発生時を想定した医療体制の構築を進めます。

また、医療機能の役割分担と連携を進め、切れ目のない医療を提供するとともに、保健・医療・介護・福祉の連携、自殺対策や生活習慣病予防を推進し、こころと体の健康づくりを進めます。

さらに、新型インフルエンザ等の発生に備えた健康危機管理対策の推進を図ります。

現状と課題

- 東日本大震災津波、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による被災者は、高齢化の進行や生活環境の変化等により抱える問題が複雑・多様化し、心身ともに負担が増している状況にあり、今後もきめ細かな支援が必要です。
- 大規模災害時における医療提供体制を確保するため、医療関係機関のほか、防災関係機関も含めた地域における災害医療体制の構築が必要です。
- 県北圏域の自殺死亡率は県平均より高く、令和2年の自殺死亡率は19.0と県平均を下回りましたが、年により増減があるところです。自殺者数は高齢者と働き盛りの男性に多く、男性が女性の約2倍という状況にあります。
包括的な自殺対策の推進に加えて、自殺者の多い年代を対象とした重点的な取組や、地域で自殺対策に取り組む人材の養成や見守り体制の充実、震災関連自殺の防止に向けた取組の推進が必要です。
- 県北圏域の人口割合でみた医療機関数や医療従事者数は、県平均と比較して低く、診療科も偏在するなど厳しい医療環境にあることから、医療機関の負担を増すことなく、住民の健康水準の向上を図っていく必要があります。
- 県北圏域のがん、心疾患及び脳血管疾患の年齢調整死亡率は、いずれの疾患についても男女とも県平均を上回っていることから、引き続き、脳卒中をはじめとする生活習慣病¹予防対策を推進していくことが必要です。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、市町村、感染症指定医療機関及び関係団体との十分な連携のもと、地域医療体制の確保やまん延防止策の強化等、健康危機管理対策の推進を図ることが必要です。

¹ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る各関係機関との連携した対応や対策を踏まえ、新興・再興感染症の発生やまん延防止に備えるため、地域における体制の整備を進めていく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 被災住民への健康支援と医療体制の構築

- ・ 東日本大震災津波からの年月が長く経過している中で、被災住民は高齢化や生活環境の変化等により抱える問題が複雑・多様化しており、今後も県、市町村、関係機関、ボランティア等が連携し、こころのケアを継続するとともに、健康の保持増進が図られるよう支援します。

- ・ 関係機関との緊密かつ効果的な連携を確保し、災害発生時に備えた医療体制を構築します。

② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進

- ・ 医師確保に取り組みながら、住民に県立病院や地域医療の現状を情報提供し、かかりつけ医への適切な受診を促すなど、医療機関の機能に応じた受診につなげる取組を推進します。
- ・ 医療機関相互の情報連携や妊産婦の健康サポート等に取り組み、周産期母子保健対策の強化を図ります。
- ・ 高齢者等が在宅で適切に医療や介護が受けられるよう、退院後の療養継続に向け必要な調整や、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用による医療機関や介護事業所、地域包括支援センターの情報共有及び相互連携を促進するなど、地域包括ケアシステムの構築による保健・医療と介護・福祉との連携を推進します。
- ・ 将来、県北圏域で医療に従事する人材を育てるため、医師を講師とする中学校での出前講座の実施等、医療機関と連携した取組を進めます。

③ 自殺対策の推進

- ・ 県北圏域の重要課題である自殺死亡率の改善を目指し、県・市町村・関係機関・団体が更に連携を強化し、包括的な自殺対策プログラムを推進するとともに、高齢者、生活困窮者、働き盛り世代の各対象に応じた自殺対策を推進します。
- ・ 東日本大震災津波等における被災者のこころのケアの推進に取り組みます。
- ・ 地域において見守り等を行うゲートキーパー等の人材養成や、「こころに寄り添い　いのちを守る　いわて」月間（9月、3月）における集中的な普及啓発を行います。
- ・ 自死遺族の心身の負担を軽減できるよう、自死遺族交流会の開催や個別の相談対応等により、支援の充実を図ります。

④ 脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進

- ・ 県北圏域の重要課題である脳卒中をはじめとする生活習慣病の発症予防や死亡率を改善するため、市町村、関係機関・団体、企業・事業所と一体となって、若年期からの各ライフステージ²に応じた生活習慣の改善に取り組みます。
- ・ 「働き盛り世代」については、企業・事業所が従業員の健康保持・増進に主体的かつ積極的に取り組むよう、企業・事業所への普及啓発や支援を強化し、健康経営³の取組を促進しま

² ライフステージ：人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

³ 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること。

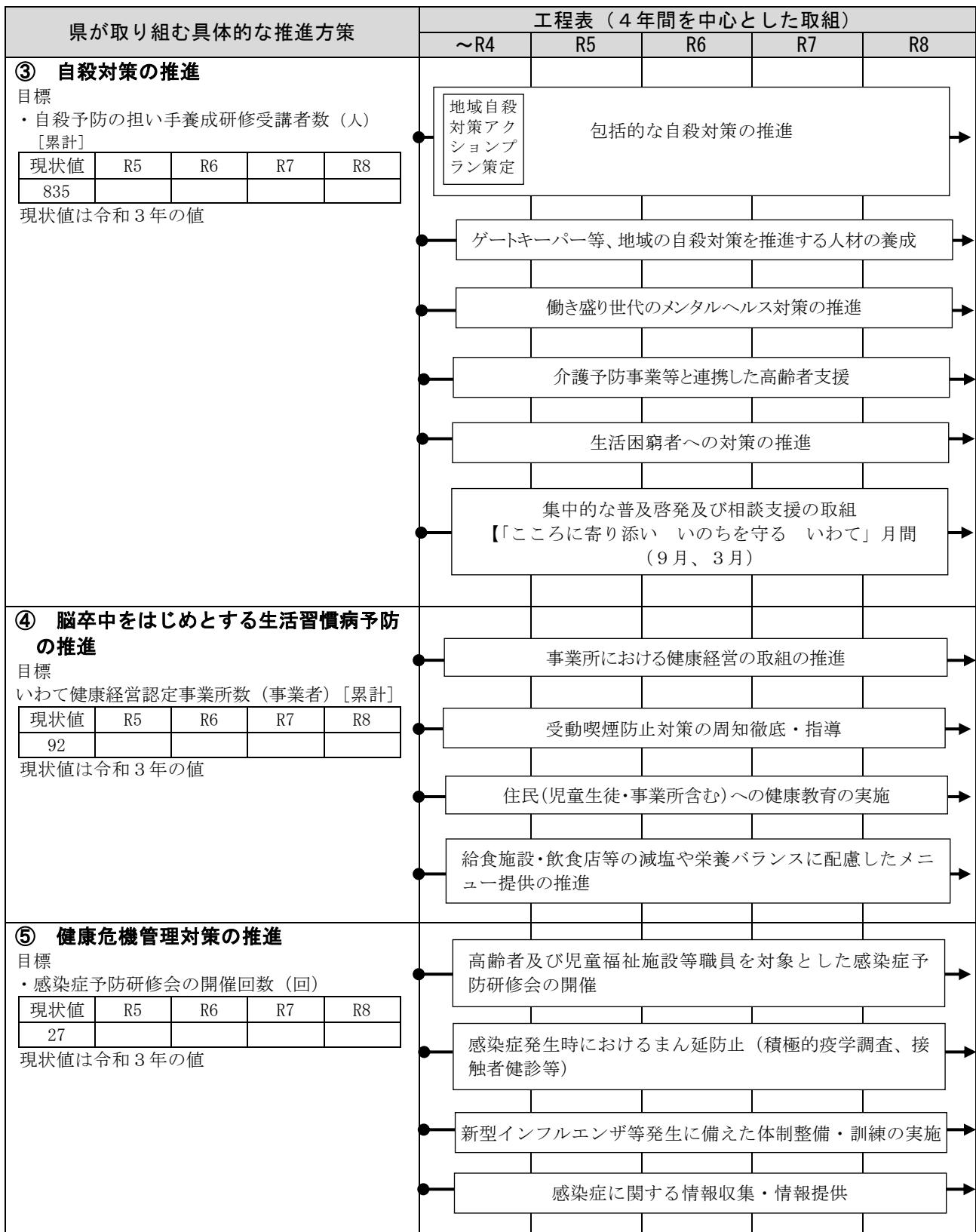
す。

- ・ 受動喫煙防止対策の一層の普及啓発を行います。

⑤ 健康危機管理対策の推進

- ・ 新型インフルエンザ等の新興感染症に対応するため、搬送や医療・予防接種体制の確保を図るとともに、感染症指定医療機関や市町村等と連携し、訓練や研修に取り組みます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る各関係機関との連携した対応や対策を踏まえ、新興感染症への対応として、平時から必要な病床や診療・検査体制等が確保できる体制の整備に取り組みます。
- ・ 結核、季節性インフルエンザ、感染性胃腸炎等のまん延防止のため、介護・児童福祉関係者等への普及啓発に取り組みます。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ① 被災住民への健康支援と医療体制の構築 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・野田村復興支援チーム定例連絡会開催回数(回) | 野田村復興支援チーム定例連絡会の開催 | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・中学校での医療人材育成に係る出前講座等参加者数(人) | 地域住民への地域医療の情報提供 | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 | | | | | |
| — | | | | | |
| | 受診行動等に関する意識啓発活動の実施 | | | | |
| | 医療機関と介護施設との連携の推進支援 地域包括ケアシステムの構築支援 | | | | |
| | 地域医療構想に基づく二次医療圏ごとの医療体制等の連携・整備支援 | | | | |
| | 中学校での出前講座等の実施 | | | | |



県以外の主体に期待される行動

(医療機関・医師会)

- ・地域医療の情報提供や医療・介護連携の推進
- ・災害時医療体制の構築
- ・かかりつけ医と精神科との連携の推進
- ・新型インフルエンザ等発生に備えた医療体制の構築
- ・医療機関の勤務環境改善への取組

(関係団体・事業者)

- ・医療・介護連携の推進、住民への健康教育の実施
- ・勤労者の健康管理の充実及びメンタルヘルスの向上
- ・事務所・飲食店等における受動喫煙防止対策の推進

(住民)

- ・地域医療に関する理解、医療連携の仕組みに応じた受診
- ・自らの生活習慣改善による心身の健康づくり
- ・感染症に関する正しい理解、予防
- ・住民の支え合いによるこころの健康づくり

(市町村)

- ・災害時医療体制の構築支援
- ・被災者の見守りや健康づくり支援
- ・地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
- ・包括的な自殺対策の推進、推進体制の構築
- ・生活習慣病予防のための各種健診等や健康教育、普及啓発、個別支援、保健指導
- ・市町村施設における受動喫煙防止対策の推進
- ・感染症対策に係る地域住民への情報提供、相談指導及び予防接種の実施等

【関連する計画】

- ・岩手県自殺対策アクションプラン（計画期間 令和元年度～令和5年度）
- ・岩手県保健医療計画（計画期間 平成30年度～令和5年度）
- ・健康いわて21プラン（計画期間 平成26年度～令和5年度）
- ・岩手県循環器病対策推進計画（計画期間 令和4年度～令和5年度）

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

3-2 地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります (介護・福祉分野)

(基本方向)

子育て支援や児童虐待防止等の体制を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの深化や障がい者の自立生活支援、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談体制の強化、関係機関等とのネットワーク構築による生活困窮者に対する包括的な支援を推進します。

また、ユニバーサルデザイン¹を実践し、みんなが住みやすいまちづくりを推進します。

現状と課題

- 平均初婚年齢が上昇しているなど未婚化、晩婚化が進んでおり、県北圏域では、令和2年の合計特殊出生率は、1.32と依然として低い水準にとどまっています。
- 多様な子育て家庭のニーズに応えるため、子ども・子育て支援サービスの充実と子どもの健やかな成長を支える環境の整備が求められており、人口減少対策としても取組の推進が必要です。
また、児童虐待やヤングケアラー問題など、子育て家庭が抱える多様な課題に対応するため、子育てを地域で支えるための体制づくりや、児童相談支援体制の充実が必要です。
- 県北圏域の高齢化率は、県平均を上回っており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的にされる「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進が求められています。
- 地域生活への移行を希望する障がい者が、自らが望む地域において安心して生活できるよう、市町村や障がい福祉サービス事業者等の多様な主体による生活支援の仕組みの充実、障がいに対する理解の促進、障がい者の権利擁護体制の強化が求められています。
- 誰もが住みやすいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザインに基づいたノウハウの蓄積や人材育成、推進団体の組織化が進んでおり、更に普及活動を継続し実践につなげる必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 結婚支援・子育て家庭への支援

- 出会いイベントの開催等により、“いきいき岩手”結婚サポートセンターと連携して、結婚を望む男女を支援します。

¹ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などに関わらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

- ・ 市町村等の担当者会議や子育て支援従事者研修会の開催等を通じて、関係者間のネットワークの構築や子育てにやさしい環境づくりの推進に取り組みます。
- ・ 子育て家庭を地域全体で支援するとともに、子育てにやさしい職場環境づくりを促進するため、「いわて子育て応援の店」の協賛店舗数や、「いわて子育てにやさしい企業等」の認証企業等数の拡大に努めます。
- ・ 児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講じるとともに、関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実を図ります。
- ・ 市町村など関係機関と連携し、ひとり親家庭等に対するきめ細かな相談支援を行うほか、困難事例の検討や情報交換を行うため、関係機関とのネットワーク構築を図ります。
- ・ ヤングケアラー対策について、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、教育機関等と連携し、支援につなげていきます。

② 高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの推進

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた市町村の取組を支援するとともに、高齢者の自立支援・介護予防に取り組みます。
- ・ 認知症の人とその家族の居場所づくりや認知症ケアの向上を図るため、市町村等と連携して、認知症の正しい知識や、認知症の人やその家族を支援するための「認知症サポーター」、認知症の人やその家族等が集う「認知症カフェ」の普及啓発に取り組みます。
- ・ 高齢者や障がい者の権利擁護²のため、法人後見人の拡充や市民後見人の育成・支援など成年後見の実施に係る体制強化や普及啓発、虐待防止や不利益な取扱いの解消等に取り組みます。
- ・ 介護職員や福祉施設職員の離職を防止し定着を図るため、処遇改善を促進するとともに、質の高いサービスが提供されるよう、研修等の実施により介護職員等の資質向上に取り組みます。

③ 障がい者の自立生活支援

- ・ 市町村や障がい福祉サービス事業所・関係団体等と連携しながら、グループホーム等の住まいの場の確保、日中の活動の場や就労機会の拡充など自立生活のための基盤・環境整備や、芸術活動の支援による生きがいづくりを進めます。
- ・ 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点及び児童発達支援センター等の整備を進め、相談、居住や療育支援のための必要な機能の充実を図ることにより、障がい者が安心して生活を続けられる地域づくりに取り組みます。

④ 生活困窮者の自立支援

- ・ 多様で複合的な生活上の課題を抱える生活困窮者に対し、早い段階で包括的な支援が行われるよう、関係機関等の連携やネットワークの構築を推進します。

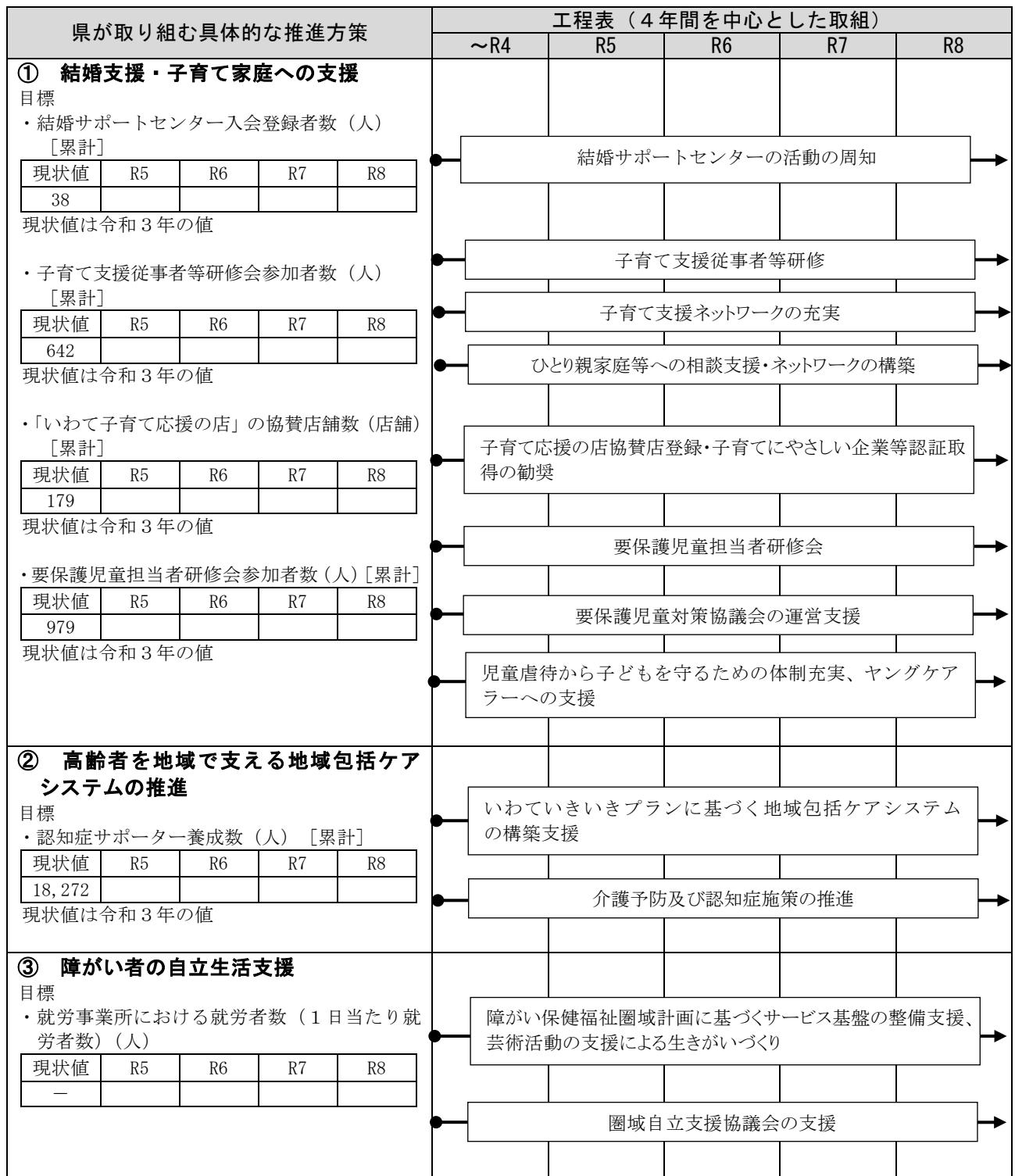
⑤ みんなが住みやすいまちづくりの推進

- ・ 事業者・地域住民等が進めるユニバーサルデザインの取組や学校でのユニバーサルデザイ

² 高齢者や障がい者の権利擁護：自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等に対して、成年後見制度、虐待防止や苦情解決の取組などを通して、その権利の擁護やニーズの充足を援助し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるようすること。

ン学習の取組を支援します。

- ・ ひとにやさしい駐車場利用証制度の普及啓発を図ります。また、ユニバーサルデザイン電子マップについて、民間情報も含めた施設登録を促進とともに、周知・活用を図ります。



| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|--|-------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ④ 生活困窮者の自立支援 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・生活困窮者自立支援制度新規相談件数のうち プランを作成した割合（%） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 43 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| | 生活困窮者自立支援制度の周知 | | | | |
| | 包括的な相談支援ネットワークの構築 | | | | |
| | 支援調整会議の運営 | | | | |
| ⑤ みんなが住みやすいまちづくりの推進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・いわてユニバーサルデザイン電子マップ登録 施設数（施設）[累計] | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 140 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| | ひとにやさしい駐車場制度の普及啓発 | | | | |
| | 電子マップへの登録呼びかけ | | | | |
| | ユニバーサルデザイン学習の取組支援 | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(関係団体・事業者・NPO等)

- ・子育て支援活動の充実（子育て応援の協賛店舗登録や子育てにやさしい企業認証取得拡大等）
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりへの取組
- ・地域自立支援協議会への参画
- ・障がい者、高齢者の権利擁護制度の普及啓発・利用促進
- ・介護職員や福祉施設職員の処遇改善
- ・「ひとにやさしい駐車場」の整備と利用促進、施設・設備のバリアフリー化、及びいわてユニバーサルデザイン電子マップへの登録
- ・生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画

(住民)

- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりへの協力・支援
- ・障がい者・高齢者の権利擁護制度の理解と実践
- ・ユニバーサルデザイン学習の実施と参加

(市町村)

- ・若者の出会い結婚に関する施策の実施
- ・子育て支援関係機関によるネットワークへの参画
- ・要保護児童対策協議会の運営
- ・児童相談への対応
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体との連携支援
- ・地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進
- ・地域自立支援協議会の運営、障がい保健福祉圏域計画の策定及び推進
- ・障がい者・高齢者の権利擁護制度の普及啓発・利用促進
- ・「ひとにやさしい駐車場」の整備及び制度普及

- ・施設、設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン学習への実施協力
- ・生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議への参画

【関連する計画】

- ・いわていきいきプラン（計画期間 令和3年度～令和5年度）
- ・岩手県障がい者プラン（計画期間 令和3年度～令和5年度）
- ・いわて子どもプラン（計画期間 令和2年度～令和6年度）
- ・岩手県地域福祉支援計画（計画期間 令和3年度～令和5年度）

【振興施策の基本方向】

II 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進し、地震津波などへの対策を強化するとともに、物流の効率化や圏域内外への交流拡大、生産性の向上を支える社会基盤の整備を進めます。

また、良好な自然環境を保全し、豊かな自然と共生しながら、太陽光、風力、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます。

【第1期地域振興プランの成果と課題及び今後の方向性】

県北圏域では、第1期において、東日本大震災津波により被災した施設の復旧、防災施設の整備、復興支援道路や復興関連道路などの社会基盤の整備、環境を守り育てる人材の育成や自然環境の保全、豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みました。

その結果、震災により被災した県管理の公共土木施設等の復旧・整備は完了しました。

また、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入も進みました。

一方、近年は、全国的に自然災害が頻発・激甚化しており、ハード対策と、ソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進していくことが必要となっています。特に、今後起こり得る日本海溝・千島海溝沿い巨大地震などに対しては、その対策を強化する必要があります。

持続可能な社会の実現に向け、環境を守り育てる人材の育成に取り組む必要があるほか、再生可能エネルギーの導入が活発化しており、地域の活性化に資する事業となるよう取組を進める必要があります。

今後は、市町村や関係機関と一体となって自助・共助・公助による防災体制づくりを強化します。

物流の効率化などにより産業振興を支援するため、県が所管する道路や港湾施設の整備を推進します。

森林、河川及び海岸など様々なフィールドで環境学習を進め、環境を守り育てる人材を育成します。また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、住民理解を促進するとともに、関連産業の創出、育成を見据えた取組を進めます。

【県北圏域重点指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 | 年度目標値 | | | 計画目標値 R8 |
|---|-----|---------------------|-------|----|----|-------------|
| | | R3 | R5 | R6 | R7 | |
| ① 近年の洪水災害に対応した河川改修事業の完了河川数 | 箇所 | - | | | | |
| ② 圏域内外の交流を支える道路の整備延長 | k m | 7.1 | | | | |
| ③ 早急に修繕が必要な橋梁の対策完了数 | 橋 | 22 | | | | |
| ④ 公共用水域 ¹ のBOD（生物化学的酸素要求量）等 ² 環境基準達成率 | % | 96.4 | | | | |
| ⑤ 住民一人1日当たりの家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量(g) | g | 554 ^(R2) | | | | |
| ⑥ 再生可能エネルギーによる発電量(出力) | kw | 294,009 | | | | |

※1 上記の表中、右上に()を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2 指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

¹ 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

² BOD等：BOD等は、BOD及びCODのこと。BODは、biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や排水中の汚れの程度を、CODは、chemical oxygen demand（化学的酸素要求量）の略称で、湖沼や海水中の汚れの程度を示す指標のこと。

【重点施策項目一覧】

| 重点施策項目 | 具体的推進方策 |
|---|---|
| 4 災害に強い社会基盤を整えます | ① 洪水・土砂災害対策の推進 ② 緊急輸送道路、海岸保全施設の防災機能強化の推進 ③ 被災した公共土木施設の復旧の推進 ④ 減災のためのソフト施策の推進 |
| 5 新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える社会基盤を整えます | ① 産業振興や交流を支える道路整備 ② 日常生活を支える安全な道づくりの推進 ③ 快適で魅力あるまちづくりの推進 ④ 社会資本の適切な維持管理の推進 ⑤ 地域公共交通の維持・確保 |
| 6 環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、良好な自然環境を守ります | ① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進 ② 良好な水環境の確保 ③ 廃棄物の適正処理の推進 ④ 地球温暖化対策の推進 ⑤ 人と動物が共生する社会の実現 |
| 7 豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます | ① 太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入及び利活用の促進 ② 洋上風力発電の実現に向けた支援 ③ 再生可能エネルギー資源を生かした地域づくり |

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

4 災害に強い社会基盤を整えます

(基本方向)

地震・豪雨・土砂災害等による自然災害から住民の生命・財産を守るために、住宅等の耐震改修の促進、治水施設や土砂災害対策施設の整備などのハード対策と、土砂災害警戒区域の指定など住民が避難のために必要な情報の充実強化、防災意識の向上や災害時の適切な判断・行動に関する啓発活動など、ソフト施策を効果的に組み合わせた、流域治水などの防災・減災対策を推進します。

また、災害に強い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路の橋梁の耐震化など、防災機能の強化に取り組みます。

現状と課題

- ・ 近年、全国で局地的豪雨や台風に伴う災害が多発しており、洪水・土砂災害による被害を軽減するための施設整備が求められています。
- ・ 災害が発生した際の救急搬送や救援物資輸送等に必要となる、緊急輸送道路等の確実な通行を確保するため、橋梁の耐震化や道路防災施設の整備に取り組む必要があります。
- ・ 海岸保全施設について、地震に対する防御機能の強化を図るため、耐震化に取り組む必要があります。
- ・ 地震や豪雨等により被災した公共土木施設は、住民生活の安全・安心を確保するため、早期の復旧に取り組む必要があります。

また、市町村が管理する公共土木施設について早期復旧に向けた支援を行う必要があります。

- ・ 洪水・土砂災害による被害軽減には、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方に基づき、施設整備などのハード対策と、水位周知河川の指定などのソフト施策を組み合わせた防災・減災対策に取り組むことが必要です。なお、洪水浸水想定区域について、既に指定済みの河川に加え、令和3年7月の水防法の一部改正を踏まえ、中小河川においても指定に取り組んでいく必要があります。
- ・ 土砂災害警戒区域の指定については、令和2年8月の国の指針変更を踏まえ、新たに土砂災害が発生するおそれのある区域の基礎調査を実施し、その調査結果を隨時公表することにより、住民に土砂災害の危険性を認識してもらう必要があります。
- ・ 住民の防災意識の向上を図り、災害時の的確な行動を確保するため、市町村と連携した啓発活動を引き続き推進する必要があります。
- ・ 今後30年以内には、「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震」の発生の可能性が高いとされ、県が令和4年9月に公表した地震・津波被害想定調査結果では県北圏域で甚大な被害が想定

されていることから、その対策を強化する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 洪水・土砂災害対策の推進

- これまでの被害状況を踏まえた河川改修や河道掘削、洪水時の迅速な情報収集や確実なダム操作を実現するためのダム設備の機能向上を行い、洪水災害に対する安全度の向上を図ります。
- 砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、治山施設等の整備を進めるなど、土砂災害対策を推進します。

② 緊急輸送道路、海岸保全施設の防災機能強化の推進

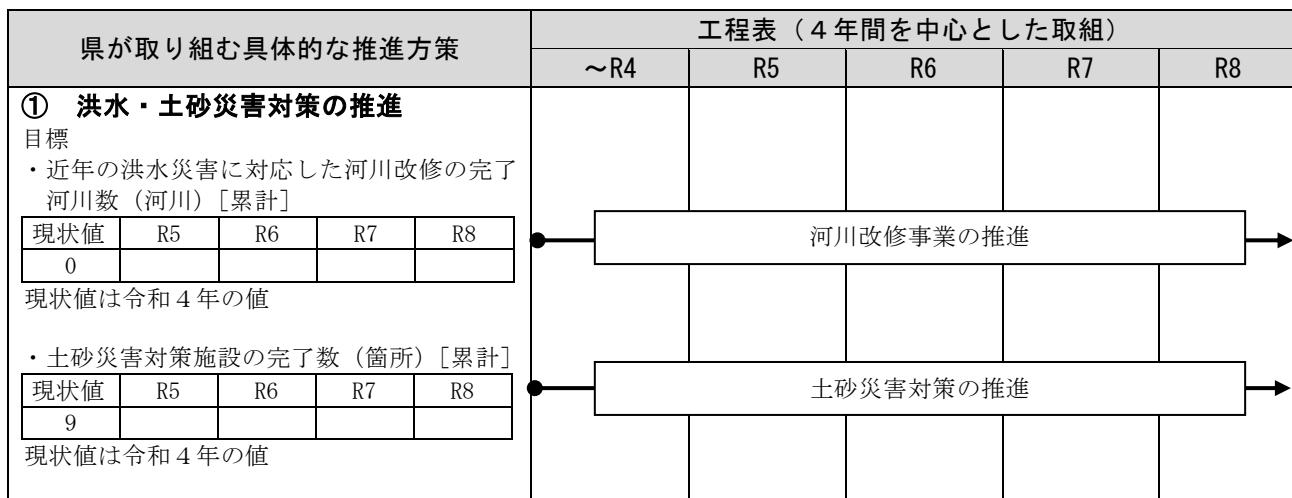
- 災害発生時の救急搬送等における確実な通行を確保するため、緊急輸送道路の橋梁の耐震化や道路防災施設の整備等に取り組みます。
- 地震に対する防御機能の強化を図るため、海岸保全施設の耐震化に取り組みます。

③ 被災した公共土木施設の復旧の推進

- 令和4年8月豪雨により被災した県管理の公共土木施設について、早期の復旧に取り組みます。

④ 減災のためのソフト施策の推進

- 住民避難のための情報の充実や安全な避難体制の構築に向けて、水位周知河川や洪水浸水想定区域の指定などを進め、河川の水位情報や水害リスク情報等、洪水等に係る防災情報の充実強化を図ります。
- 新たに土砂災害のおそれのある区域の基礎調査結果を公表し、危険性のある箇所を明らかにするとともに、土砂災害警戒区域等の指定などを進め、土砂災害に係る防災情報の充実強化を図ります。
- 住民の防災意識の向上や災害時の的確な行動を確保するための啓発活動を引き続き進めるとともに、市町村の地域防災計画の策定を支援します。
- 「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震」をはじめとする自然災害への対策として、市町村や関係機関と一体となって自助・共助・公助による防災体制づくりを強化します。



県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・久慈港湾口防波堤の整備

(市町村)

- ・ハザードマップの作成などによる自然災害に対する避難方法などの周知、啓発活動の実施
- ・防災協定による連携
- ・地域の安全・安心促進基本計画の実施
- ・公共施設・住宅の耐震診断、改修の実施・支援
- ・自主防災組織の育成
- ・災害時の住民への広報の実施
- ・防災意識等の啓発活動

(企業・県民・N P O等)

- ・耐震診断、耐震改修の実施
- ・個人、地域ぐるみでの防災対応力の向上
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ・避難・救護訓練等への参加

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

5 新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える社会基盤を整えます

(基本方向)

物流の効率化など生産性の向上や観光振興を図るため、港湾と内陸部を結ぶ道路、都市間や観光地を結ぶ道路等の整備に取り組んでいきます。

また、三陸沿岸地域の産業を支援するため、三陸沿岸道路の利用を踏まえた港湾の利活用及び港湾施設の整備に取り組んでいきます。

社会資本が将来にわたって機能を発揮し続けるために、老朽化が進む施設の計画的な修繕を行うなど、適切な維持管理に取り組んでいきます。

また、地域の道路や河川などの良好な利用環境を確保するため、住民との協働による維持管理を推進します。

公共交通の維持・確保を図るため、効率的な地域公共交通体系の構築や広域バス路線及び第三セクター鉄道の利用促進の取組を支援します。

現状と課題

- ・ 港湾と内陸部を結ぶ道路や主要な観光地へのアクセス道路については、今後も物流の効率化や観光客の利便性向上等のため、整備に取り組む必要があります。
- ・ 全国的に通学中の児童や高齢者が交通事故にあう事例が多発していることから、児童や高齢者を交通事故から守るため、歩道整備に取り組む必要があります。
- ・ 都市部において、都市機能の強化と市街地形成のため、街路整備の取り組みや、土地区画整理を促進する必要があります。
- ・ 高度経済成長期に集中的に整備した多くの社会資本の老朽化の進行に加え、復興事業により、橋梁やトンネル、防潮堤や水門・陸こうなど、維持管理が必要な社会資本が増加しています。これらの社会資本については、施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕に取り組む必要があります。
- ・ 道路や河川等の地域の社会資本については、住民との協働により草刈りや清掃等の維持管理が行われていますが、高齢化が進み活動の維持が困難となった団体もあることから、団体数の維持・拡大に取り組む必要があります。
- ・ 重要港湾久慈港及び地方港湾八木港については、物流拠点としての利用拡大や災害対応拠点としての機能強化を図るため、港湾施設の整備に取り組む必要があります。
- ・ 復興道路の整備促進による物流ネットワーク機能の向上を見据えた、運送企業等の進出がみられます。
- ・ 人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者の減少が続くなど、県北地域の公共交通の維持・確保に大きな懸念が生じています。

- ・ 地域住民の生活の足である広域バス路線の維持確保に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 第三セクター鉄道や管内のＪＲ東日本の八戸線は、地域住民のマイレール意識によって支えられているとともに、観光等の資源としても独自の魅力を有しており、これらの特性を踏まえ、地元利用の促進と観光利用の拡大に向けた取組を進める必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 産業振興や交流を支える道路整備

- ・ 物流の効率化など生産性向上による産業振興を支援するため、港湾と内陸部を結ぶ道路や都市間を結ぶ道路等の整備に取り組みます。
- ・ 県北圏域へのアクセス改善やあい路解消、県内各地を周遊する観光客の利便性向上を図るため、圏域内外の交流を支える道路の整備に取り組みます。
- ・ 復興道路等の利用を踏まえた港湾施設の利活用を促進するため、利用者のニーズ等に応じた港湾機能の確保に取り組みます。

② 日常生活を支える安全な道づくりの推進

- ・ 通学中の児童や高齢者の安全を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備に取り組みます。

③ 快適で魅力あるまちづくりの推進

- ・ 定住環境の改善を図るため、都市計画道路の整備に取り組むとともに、市が実施する土地区画整理事業への助言・指導等により、快適な生活環境の創出と利便性の向上に努めます。
- ・ 地域の実情に応じて、公共下水道や浄化槽施設の整備を働きかけます。

④ 社会資本の適切な維持管理の推進

- ・ 社会資本が将来にわたって機能を発揮し続けるため、道路、河川、港湾・海岸施設等の効果的、計画的な維持管理に取り組みます。
- ・ 地域の道路や河川・海岸等への愛護意識の普及、浸透を図るため、草刈りや清掃等の維持管理について、住民団体の活動に対する支援等を行い、県民との協働を推進します。

⑤ 地域公共交通の維持・確保

- ・ 市町村が行う効率的なバス路線の改善等に対する支援を通じて、持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進します。
- ・ 公共交通の利用促進のため、市町村や交通事業者が参加する会議の開催等により連携、情報共有をしながら、地元利用者の利用機会の創出や利便性の向上を図るとともに、観光需要の創出による利用拡大に向け、圏域内外からの誘客に向けた取組や魅力ある地域資源を組み入れた商品造成に対する支援を行います。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|----------------------------------|-------------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ① 産業振興や交流を支える道路整備 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・圏域内外の交流を支える道路の整備延長 (km) 〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 7.1 | | | | | |
| 現状値は令和4年の値 | | | | | |
| | 圏域内外の交流を支える道路の整備 | | | | |
| | | | | | |
| ② 日常生活を支える安全な道づくりの推進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・通学路（小学校）における歩道設置延長 (m) 〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 3,366 | | | | | |
| 現状値は令和4年の値 | | | | | |
| | 歩道の設置 | | | | |
| | | | | | |
| ③ 快適で魅力あるまちづくりの推進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・市街地における交通円滑化完了箇所数（箇所） 〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 — | | | | | |
| | 都市計画道路の整備 | | | | |
| | | | | | |
| ④ 社会資本の適切な維持管理の推進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・早期に修繕が必要な橋梁の対策完了数（橋） 〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 22 | | | | | |
| 現状値は令和4年の値 | | | | | |
| | 各施設の適切な維持管理。長寿命化の推進 | | | | |
| | | | | | |
| ・県管理道路の維持管理を行う団体数（団体） | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 47 | | | | | |
| 現状値は令和4年の値 | | | | | |
| | 住民との協働による道路の草刈りや歩道除雪の推進 | | | | |
| | | | | | |
| ⑤ 地域公共交通の維持・確保 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・利用促進に向けた会議開催回数（大野線）(回) | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 12 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| | 公共交通に関する利用促進に向けた取組 | | | | |
| | | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・高規格道路の機能強化

(市町村)

- ・市町村道、道の駅の整備
- ・農道の管理
- ・効率的な地域公共交通体系の構築
- ・広域バス路線及び第三セクター鉄道の利用促進

(企業等)

- ・道路や港湾施設の利活用
- ・広域的・幹線的バス路線及び第三セクター鉄道の運行、利用
- ・安全な輸送サービスの提供
- ・利便性やサービス向上に向けた取組
- ・観光利用拡大に向けた取組

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

6 環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、良好な自然環境を守ります

(基本方向)

持続可能な社会の実現に向けSDGsが国連において採択され、環境問題に対する社会の関心が高まる中、次代を担う子どもたちをはじめとする環境を守り育てる人材の育成に努め、住民、環境団体及び事業者等と行政が協働して、環境保全活動の活発化や動物愛護思想の普及を図るとともに、水環境保全対策や廃棄物の適正処理等を推進し、豊かな自然と、きれいな空気・水に包まれた住み良い環境の保全を図ります。

現状と課題

- 県北圏域には、三陸復興国立公園、折爪馬仙峽県立自然公園、久慈平庭県立自然公園等があり、豊かな自然と、きれいな空気・水に包まれた住み良い環境を享受できていますが、これを将来の世代に引き継いでいくことが必要です。
そのためには、住民、環境団体、事業者及び行政が連携・協働して、森・川・海の環境保全に取り組むことが必要となっています。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄現場では、投棄された廃棄物の撤去は平成26年3月に完了し、1,4-ジオキサン¹により汚染された土壤等の浄化対策は令和4年度に完了しました。引き続き、周辺環境のモニタリングや地域住民への情報提供などを行う必要があります。
また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案が発生した地域として、事案を風化させず教訓として後世に伝えることが重要になっています。
- 公共用海域のBOD等²に係る環境基準の達成率は、おむね100%を達成していますが、引き続き、良好な水環境を維持していくことが求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理は、小規模な不適正事案が散見されるほか、海岸漂着物への対応や、第一次産業から排出される廃棄物の有効活用が課題となっています。
また、産業廃棄物及び一般廃棄物の3R³の普及啓発に取り組む必要があります。
- 地球温暖化の進行は気候変動を引き起こす原因の一つと考えられ、将来、私たちの日常生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

¹ 1,4-ジオキサン：難分解性の合成化学物質で環境中に残留しやすく、発がん性が疑われている物質であり、2009年11月に有害物質として、水質環境基準及び地下水環境基準の対象物質に追加指定されている。

² BOD等：BOD及びCODのこと。BODは、biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や排水中の汚れの程度を、CODは、chemical oxygen demand（化学的酸素要求量）の略称で、湖沼や海水中の汚れの程度を示す指標のこと。

³ 3R：Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（=循環型社会）をつくろうとするもの。

このため、私たち一人ひとりが地球温暖化対策について考え、省エネルギーなど、今できることに取り組んでいくことが重要になっています。

- ・ 県北地域は犬の登録頭数に対する放浪犬等の捕獲が多く、また、犬・猫の苦情等が依然として多いことから、飼い主が動物を適正に飼養し、動物の存在が地域の人々に受け入れられるよう、人と動物が共生する社会づくりに努める必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進

- ・ 森林、農地、河川及び海岸など様々なフィールドにおける環境学習を進めるほか、環境セミナーや講演会等を開催して、地域の環境課題についての住民理解を深め、環境を守り育てる人材を育成します。特に、小中高生の若年層に対して水生生物調査、環境セミナー等の開催などにより、環境保全意識の向上に努めます。また、住民、環境団体、事業者及び行政との協働により環境保全活動を推進します。
- ・ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案について、環境学習等により事案の風化を防ぎ、その教訓を後世に伝えていきます。また、汚染土壤浄化終了後の周辺地域の環境モニタリング（水質調査）を実施し、広報誌等により情報を公開していきます。

② 良好な水環境の確保

- ・ 良好な水環境を維持確保するため、公共用水域の水質状況を把握するとともに、事業場など污水排出源に対する監視指導や、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発など、水環境保全対策を推進します。
- ・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の排出抑制への意識啓発や、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進めます。
- ・ 水生生物調査の普及拡大を進め、中小河川の水質の把握に努めるとともに、水質保全意識の醸成に努めます。

③ 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 廃棄物の適正処理を推進するために、関係機関と連携しながら処理業者や排出事業者等の監視指導を行うほか、研修会等により事業者の資質向上等に取り組みます。
- ・ 第一次産業から排出される廃棄物の減量化、有効活用等の推進に向けて、排出事業者に対する普及啓発等に取り組みます。
- ・ 青森県や県北圏域の関係機関と連携して県境地域等の合同パトロールを実施するほか、産業廃棄物適正処理指導員による監視等により、不法投棄の早期発見に努めるとともに、適正処理を指導します。
- ・ 循環型地域社会の形成に向け、市町村と連携し、ごみの3Rを促進します

④ 地球温暖化対策の推進

- ・ 「エコスタッフ養成セミナー」の開催や、エコドライブ等の普及啓発、特に小学生を対象とした「地球温暖化を防ごう隊」の普及促進に注力するなど、地球温暖化対策を推進します。

⑤ 人と動物が共生する社会の実現

- ・ 人と動物が共生する社会の実現に向け、動物愛護思想が広く行き渡るように、地域住民の参加による動物愛護フェスティバルや適正飼養等の講習会を開催します。
- ・ 保健所が引き取った譲渡に適した犬・猫については、積極的な情報の発信や愛護団体など

との連携により新たな飼主への譲渡を推進します。

- ・ 動物愛護思想の普及の一環として、災害時における動物の同行避難等の普及啓発に努めます。
- ・ 飼い主情報が記録された電子標識器具であるマイクロチップの装着を推進するとともに、市町村が保有管理している犬の登録情報等を共有することにより、捕獲犬の返還率向上を図ります。



| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|-------------------------|--------------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ⑤ 人と動物が共生する社会の実現 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・講演会・講習会等の開催回数（回） | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 4 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| | 動物愛護フェスティバル・適正飼養等の講習会の開催 | | | | |
| | | | | | |
| | 市町村と共同による動物の同行避難訓練の実施 | | | | |
| | | | | | |
| | マイクロチップ装着の普及促進 | | | | |
| | | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(住民・NPO等)

- ・環境保全に対する意識の高揚
 - ・環境保全活動への参加、実践
 - ・日常生活における省エネルギー活動、エコドライブの実践
 - ・環境に配慮した消費生活の実践
 - ・ゴミの3Rの実践
 - ・動物の適正飼養と終生飼養⁴

(事業者)

- ・環境保全に対する意識の高揚
 - ・環境保全活動の実践
 - ・事業活動における省エネルギー省資源への配慮
 - ・廃棄物の3Rの実践事業
 - ・地域活動への参加
 - ・法令の遵守

(甲町村)

- ・地域や学校における環境教育の推進
 - ・環境保全に対する意識啓発
 - ・地域活動への支援
 - ・廃棄物の3Rの普及啓発、情報提供
 - ・県との連携による廃棄物不適正処理の監視
 - ・動物愛護に関する住民への情報提供

⁴ 終生飼養：所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること。

【関連する計画】

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・岩手県地球温暖化対策実行計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（計画期間 令和5年度～令和10年度）
- ・岩手県食品ロス削減推進計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

7 豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます

(基本方向)

東日本大震災津波等を契機とした再生可能エネルギー導入の必要性を踏まえ、県北圏域でポテンシャルの高いエネルギーである、太陽光、風力、バイオマス¹等の活用を促進するため、市町村と連携し事業者等の取組を支援します。

また、再生可能エネルギーを活用した地域社会の活性化や産業振興を図るため、再生可能エネルギーの利活用に向けた市町村等の取組を支援します。

さらに、県北圏域が一体となって再生可能エネルギー資源を生かした地域づくりに取り組む機運を醸成します。

現状と課題

- ・ 県北地域の9市町村（久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町）は、平成31年2月再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結のうえ、令和2年2月に「北岩手循環共生圏」を結成し取組を進めています。
- ・ 県北圏域では、民間事業者主導により大規模な太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- ・ 洋上風力発電については、久慈市では久慈沖が令和3年9月に再エネ海域利用法に基づく「一定の準備段階に進んでいる区域」として整理され、洋野町では浮体式洋上風力発電事業の基本設計に必要な調査が行われる等取組が活発化しており、県においても、野田村～宮古市沖の洋上風力発電の導入と漁業協調のあり方の検討に向けた基礎調査を行っています。
- ・ 洋上風力発電設備の建設及び維持管理の拠点となる基地港湾の指定には、港湾計画の変更が必要であり、久慈港の港湾計画変更に向けた長期構想の策定に取り組んでいます。
- ・ 再生可能エネルギーの導入が地域の活性化に資する事業となるよう、地元企業の参入可能性や地域新電力の活用等について検討する必要があります。
- ・ 洋上風力発電の実現に向けて、関係市町村と連携し、導入に向けた取組を進める必要があります。
- ・ 県北圏域では多くの再生可能エネルギーの導入が進んでいることから、住民の理解醸成を図る必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入及び利活用の促進

- ・ 県北圏域の豊富な資源を生かし、地域と共生した太陽光、風力、バイオマスなどの再生可

¹ バイオマス（燃料）：再生可能な生物由来の有機性資源（バイオマス）を原料に、発酵、搾油、熱分解などによって作られた燃料。

能エネルギーの利活用を促進するため、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む市町村の支援や先進事例の共有に取り組みます。

- ・ 公共施設における再生可能エネルギーの導入に取り組み、管内の再生可能エネルギーの利活用を促進します。
- ・ 再生可能エネルギーの導入に伴い、関連産業の創出や人材育成を促進します。

② 洋上風力発電の実現に向けた支援

- ・ 関係機関からの情報収集を行いながら、市町村と連携し、洋上風力発電の実現に向けた取組を行います。
- ・ 先進事例の共有等により、管内への洋上風力発電の導入を促進します。

③ 再生可能エネルギー資源を生かした地域づくり

- ・ 県北圏域内の住民を対象に、再生可能エネルギーを学ぶ機会を創出し、住民の再生可能エネルギーに対する理解醸成を推進します。
- ・ 横浜市との連携協定に基づく再生可能エネルギーの活用や地域間の交流連携を促進します。



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・住宅用太陽光パネルの設置など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入

(事業者等)

- ・地域に根ざした再生可能エネルギーの導入
- ・再生可能エネルギーの新技術開発や実用化、製品開発
- ・再生可能エネルギーに関連する新たな事業の創出

(市町村)

- ・再生可能エネルギーの率先導入
- ・地域に根ざした再生可能エネルギーの導入支援、普及啓発の実施

【関連する計画】

・岩手県地球温暖化対策実行計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）

・岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョン（計画期間 令和3年度～令和7年度）

【振興施策の基本方向】

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、 意欲を持って働く地域

地域の中核となる経営体の育成や担い手の確保・育成、農林水産物の生産性向上やブランド化などによる高付加価値化と販路拡大の取組を進めるとともに、地域の特性を生かした体験・交流型観光や食産業振興の取組を進めます。

また、产学研官が連携した企業支援を展開し、アパレルなど特徴的な産業の認知度向上やものづくりを担う人材の育成を進めるとともに、県や市町村などの関係機関が一体となってキャリア教育に取り組み、若者の地元就職を促進します。

【第1期地域振興プランの成果と課題及び今後の方向性】

県北圏域では、第1期において、経営感覚に優れた農業経営体や新規就農者の確保・育成、高品質な農畜産物のブランド確立、地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大、漁業担い手の確保・育成、漁業生産量の回復・向上、魅力ある食材を生かした食産業の振興、アパレル産業等ものづくり産業の振興、隣接地域等と連携した広域観光の促進、雇用環境の改善と若年者などの就業支援に取り組みました。

その結果、県北圏域で生産される農畜産物や水産物、その加工品など地域食材の認知度が高まっています。食産業については、大規模養鶏場や加工場の集積が進み、アパレル産業については、県北圏域の特色ある産業として認知度が高まっています。

一方、高齢化等の影響により農林水産業の従事者が減少しており、担い手の確保・育成が求められています。農畜産物の収益性の向上や地域材利用の促進と安定供給体制の強化、サケ等主要魚種の早期資源回復や資源量が増加している魚種の利用が必要です。

世界遺産御所野遺跡を起点とし、県北圏域の多様な魅力を一体的に発信する必要があります。

新規高卒者の圏域内就職率が低いことから若者の一層の地元定着が求められています。

コロナ禍に起因する需要の落ち込み、原油や資材価格の高騰等による生産コストの増大により、商工観光業や農林水産業など幅広い産業への深刻な影響があります。

今後は、革新的な技術の導入等による収益性の高い農畜産物の産地育成、地域材の安定供給や森林病害虫防除対策、ギンザケの海面養殖やウニの蓄養などによる漁業生産量の回復・生産性向上などに取り組んでいきます。

食産業やものづくり産業への経営課題解決への支援や人材の確保・育成に取り組むとともに、三陸沿岸道路を活用した広域観光や御所野遺跡をはじめとする特色ある地域資源を活用した観光の推進に努めます。

高校生等の地元定着に向けた地域ぐるみでのキャリア教育や進学等で県北圏域を離れた若者のU・Iターン就職促進を関係機関と一体となって進めていきます。

コロナ禍により影響を受けた産業の回復を図るとともに、原油高や資材価格の高騰等の影響を受けている中小企業者や農林漁業者等に対し、市町村や関係団体等と連携した支援に取り組みます。

【県北圏域重点指標】

| 指標 | 単位 | 現状値 | 年度目標値 | | | 計画目標値 R8 |
|----------------------------|-----|-----------------------|-------|----|----|-------------|
| | | R3 | R5 | R6 | R7 | |
| ① 農畜産物の販売額 | 億円 | 816 | | | | |
| ② 木材生産額（推計） | 百万円 | 2,115 ^(R2) | | | | |
| ③ 主要特用林産物生産額（推計） | 百万円 | 535 | | | | |
| ④ 漁業生産額 | 億円 | 30.7 | | | | |
| ⑤ 食料品製造業の製造品出荷額等 | 億円 | 796 ^(R2) | | | | |
| ⑥ 製造品出荷額等（食料品製造業及び繊維工業を除く） | 億円 | 453 ^(R2) | | | | |
| ⑦ 繊維工業の製造品出荷額 | 億円 | 43 ^(R2) | | | | |
| ⑧ 観光入込客数（延べ人数） | 万人回 | 174.6 | | | | |
| ⑨ 県北圏域高卒者の管内就職率 | % | 50.2 | | | | |

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2 指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

【重点施策項目一覧】

| 重点施策項目 | 具体的推進方策 |
|--|---|
| 8 北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくります | <p>① 地域農業を担う経営感覚に優れた経営体の確保・育成</p> <p>② 高度な生産技術の導入等による特色ある農畜産物の产地育成</p> <p>③ 農村資源の活用による地域活動の促進</p> |
| 9 地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大に取り組みます | <p>① 意欲と能力のある林業経営体の育成や林業技術者の確保・育成</p> <p>② 森林整備による適切な資源の管理とともに、地域材の安定供給や利用拡大の取組を促進</p> <p>③ 木炭、乾しいたけ、生漆の生産や流通の体制強化を推進</p> |
| 10 担い手の確保・育成や漁業生産量の回復・向上を進めます | <p>① 漁業担い手の確保・育成</p> <p>② 漁業生産量の回復・生産性向上</p> <p>③ 生産物の付加価値向上・販路拡大</p> <p>④ 漁港等の整備</p> |
| 11 北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛んにします | <p>① 事業者の経営課題に応じた支援</p> <p>② 北いわて食材等の認知度向上・取引拡大</p> <p>③ 食産業を担う人材の確保・育成</p> <p>④ 安全・安心を支える体制の整備</p> |
| 12 アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします | <p>① 企業の経営課題に応じた支援</p> <p>② 地域の特徴的な産業の振興</p> <p>③ ものづくりを担う人材の確保・育成</p> <p>④ 地域の特性を生かした事業活動への支援や企業誘致の促進</p> |
| 13 隣接圏域等と連携した広域観光を進めます | <p>① 特色ある地域資源を活用した観光の振興</p> <p>② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成</p> <p>③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進</p> |
| 14 雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます | <p>① 働き方改革の促進等による雇用・労働環境の改善</p> <p>② 関係機関との連携による若者の地元就職や職場定着の促進</p> |

Ⅲ 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が 展開し、意欲を持って働く地域

■ 8 北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様な スタイルでいきいきと暮らせる農村をつくります

(基本方向)

経営感覚に優れた経営体の確保・育成に向け、地域農業の中心となる経営体の経営力の向上や経営基盤の強化を促進するとともに、次代を担う新規就農者の定着に向けた支援に取り組みます。

また、収益性が高く持続可能な農業を実現するため、革新的な技術の導入や特色ある農畜産物のブランド化の促進などに取り組みます。

さらに、高齢化や人口減少が進んでいる農村地域の活性化を図るため、住民による地域活動や、交流人口を拡大する取組を促進します。

現状と課題

- ・ 県北圏域では、夏季冷涼な気象条件等の地域特性を生かした、ほうれんそうやレタス、きゅうり、果樹、雑穀、菌床しいたけ、ブロイラー、養豚、酪農など県内有数の産地が形成されています。
- ・ 小規模経営体が多い中で、レタス、菌床しいたけ、ブロイラー、養豚、酪農では、県内トップクラスの大規模な経営が営まれています。
- ・ 高齢化等の進行により、今後、農業従事者の減少が見込まれることから、新規就農者を確保・育成するとともに、産地をけん引する経営感覚に優れた経営体を育成していく必要があります。
- ・ ほ場整備地区では、担い手への農地の集積・集約化や高収益作物の導入が進展しているほか、畑地かんがい施設整備地区では、レタス、りんご等の収量・品質が向上するなどの効果を上げていることから、今後も生産基盤の整備を着実に進めていく必要があります。
- ・ 原油や資材価格等の高騰によって、農業経営は、大きな影響を受けています。
- ・ 野菜や果樹などの園芸では、新規品目や新品種の導入の動きがみられ、今後も、収益性の高い産地づくりに向けた取組が必要です。

また、環境制御技術などスマート農業技術¹の導入により、生産性向上の取組が進められています。

- ・ 畜産は、県北圏域の主要な産業であり、一層の生産性の向上や経営体の規模拡大、家畜衛生対策、獣医師の確保などの取組が必要です。

¹ スマート農業技術：ロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用して、省力化や収益性の向上などを進めたデータ駆動型農業（農業DX）を指す。

- ・ 環境負荷低減への関心が高まる中、これまでのG A P²の取組に加え、環境と調和の取れた生産体制の確立に向けた取組が必要です。
 - ・ りんご「冬恋」や「いわて短角牛」など特色ある農畜産物が生産されており、知名度やブランド力の向上が期待されています。
 - ・ 牛肉や花きなどでは、コロナ禍に起因する需要の落ち込みによる影響が認められます。
 - ・ 農村地域の人口減少や高齢化の進行等により、集落機能の低下が懸念されており、農地・水路等の地域資源の維持・保全に地域ぐるみで取り組む必要があります。
- また、農山漁村の交流人口はコロナ禍で減少しており、活力ある地域づくりに向けた取組が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 地域農業を担う経営感覚に優れた経営体の確保・育成

- ・ 先導的な経営体の規模拡大や収益性向上など経営発展に向け、関係機関・団体と連携した個別重点指導を行うとともに、経営力向上を目的とした研修会等を実施します。
 - ・ 新規就農者を確保するため、就農希望者に対し、ワンストップ就農相談による情報の円滑な提供や就農準備の支援を行います。
- また、新規就農者の定着に向け、生産技術の習得や経営力の向上を支援するなど、発展段階に応じた重点指導により経営の安定化を図ります。
- ・ 経営体の規模拡大や収益性向上を進めるため、ほ場整備や畠地かんがい施設整備等の農業生産基盤の整備を実施するとともに、基幹的農業水利施設の計画的な機能保全対策を行います。
- また、中山間地域の小規模ほ場等においても、排水改良や区画拡大など、地域の特性や実情に応じたきめ細かな基盤整備に取り組みます。

- ・ 地域農業の中心となる経営体を育成するため、地域農業マスタープラン³（地域計画⁴）に基づき、農地の集積・集約化を進めるとともに、経営の効率化に向けた施設・機械の整備を支援します。
- ・ 原油や資材価格等の高騰の影響を緩和するため、引き続き、関係市町村・団体と連携した支援に取り組みます。

② 高度な生産技術の導入等による特色ある農畜産物の产地育成

- ・ 米、園芸等では、収益性の高い产地を確立するため、スマート農業技術の普及に取り組むとともに、必要な機械・施設の整備を支援します。
- また、野菜の新規品目やブランド化が期待できる果樹の新品種の導入に向けた取組を促進し、園芸产地の収益力の向上を図ります。
- ・ 酪農、肉用牛では、生産性向上のため、繁殖管理・飼養管理の改善や、外部支援組織の機能強化に向けた取組、スマート農業技術の導入を支援するとともに、経営規模拡大に向けた施設の整備などを推進します。

² G A P：農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。

³ 地域農業マスタープラン：集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか、地域の話合いに基づき市町村がとりまとめ策定する計画。

⁴ 地域計画：将来の地域農業や農地利用の姿（目標地図）を記載した計画で、市町村等が策定する計画。

また、養鶏、養豚では、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生防止に向けた家畜衛生対策を徹底するとともに、環境負荷を軽減する生産体制の整備を促進します。

加えて、獣医療の安定的な提供のため、関係機関・団体等と対応の検討を進めます。

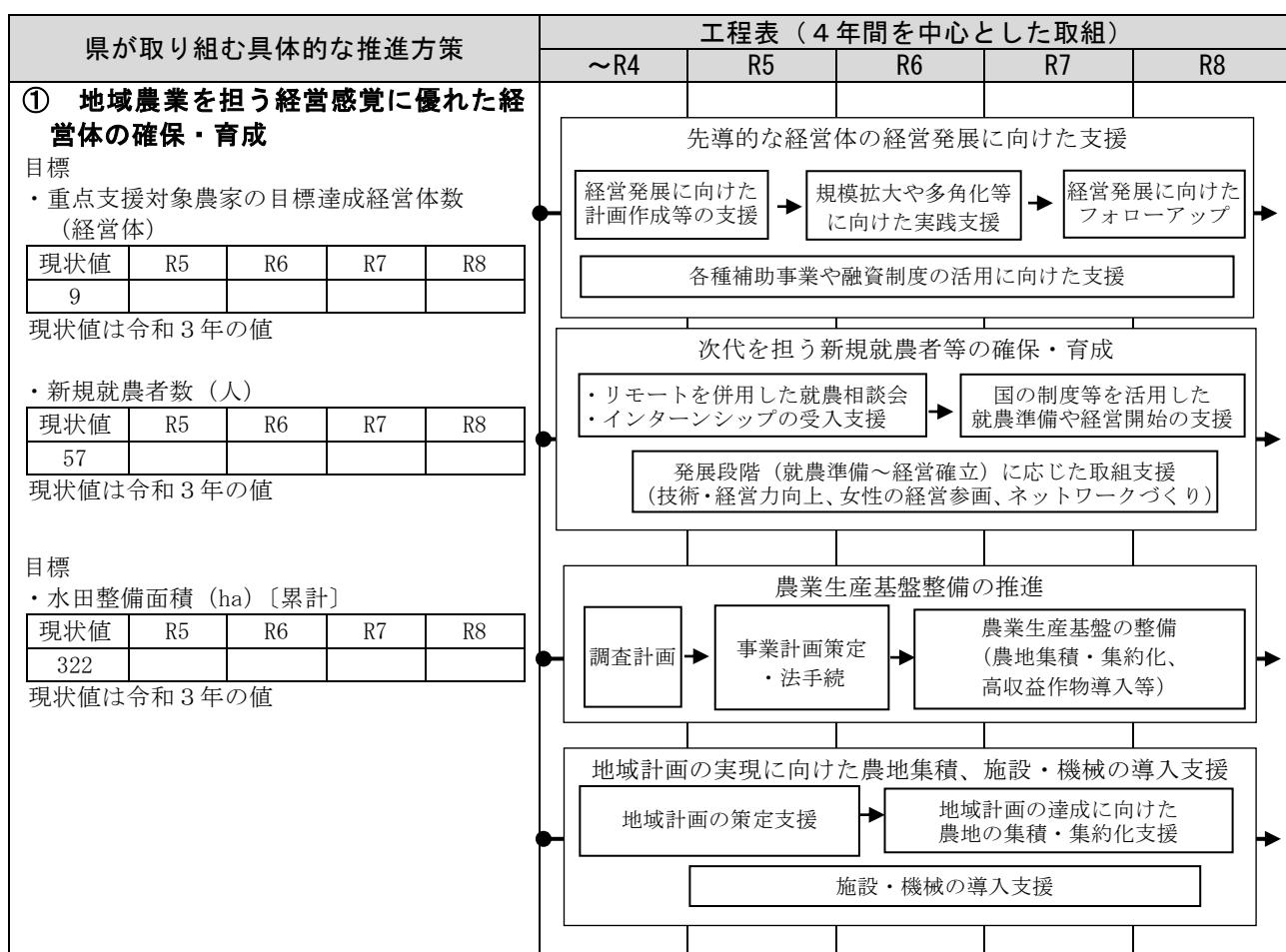
- 環境負荷の軽減や肥料コストの低減を図るため、たい肥等地域内有機物の有効利用や化学肥料の使用量低減などによる環境と調和のとれた生産体制の構築を推進します。

また、高品質かつ安全・安心な農畜産物の生産を推進するため、生産者の国際水準G A Pの取組を支援します。

- りんご「冬恋」、やまぶどう、酒造好適米、雑穀、「いわて短角牛」など、地域の特色ある農畜産物のイメージアップやブランド力の向上に向けた産地の取組を支援します。
- 産地直売施設の収益力の向上に向け、魅力ある商品の開発や情報発信などの取組を支援します。

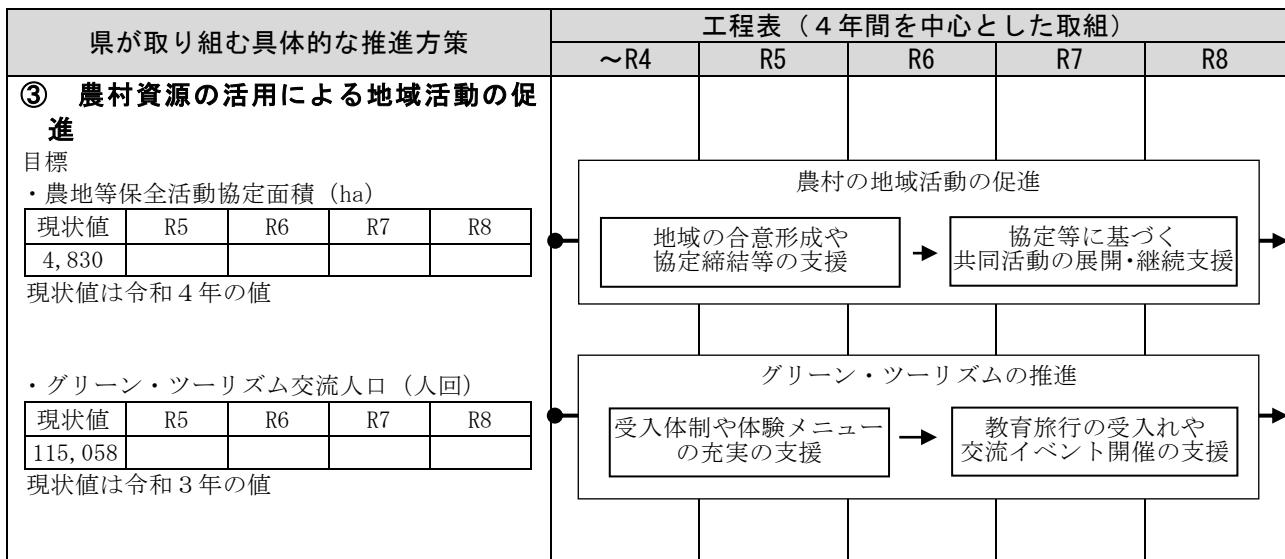
③ 農村資源の活用による地域活動の促進

- 日本型直接支払制度⁵を活用した農地・水路などを保全する地域活動を促進します。また、農村資源を活用した地域活性化の取組を促進するため、地域住民による将来ビジョンの策定やビジョンの実現に向けた実践活動を支援します。
- 都市と農村との交流人口の拡大を図るため、体験型教育旅行の受入体制や体験メニューの充実に向けた取組などを支援します。



⁵ 日本国直接支払制度：国の「多面的機能支払制度」「中山間地域等直接支払制度」及び「環境保全型農業直接支払制度」の3事業の総称であり、平成27年度から法制化され、恒久的な事業として取り組まれている。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|--|------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ② 高度な生産技術の導入等による特色ある農畜産物の产地育成 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・園芸主要品目 ^{※1} の経営体当たり出荷量の伸び率 ^{※2} （%） | 現状値 100 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ※ 1 ほうれんそう、菌床しいたけ、きゅうり、トマト、レタス、りんどう | | | | | |
| ※ 2 現状値を100とした各品目の経営体当たり出荷量の伸び率 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・乳用経産牛の1頭当たり乳量（kg） | 現状値 8,324 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・黒毛和牛繁殖の1戸当たり飼養頭数（頭） | 現状値 13 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・県北圏域ならではの農畜産物 [※] の販売額（百万円） | 現状値 433 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ※ りんご「冬恋」、やまぶどう、雑穀、いわて短角牛 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| 収益性の高い園芸品目等の产地育成 | | | | | |
| 新技術等の導入・実証 → 実証技術の普及 → 技術の定着 | | | | | |
| 高い技術力を有する生産者との協働（生産性向上、新品目導入等） | | | | | |
| 畜産経営の生産性向上と規模拡大の促進 | | | | | |
| 酪農・肉用牛サポートチームによる支援 (飼養管理改善・粗飼料生産指導) | | | | | |
| スマート農業技術の導入 に向けた計画策定支援 → スマート農業技術の普及・定着支援 | | | | | |
| 規模拡大に向けた 計画策定支援 → 効率的な営農を実現する 施設・機械の整備支援 | | | | | |
| 外部支援組織の 基盤整備・基盤強化に向けた支援 (公共牧場、TMRセンター、コントラクター等) → 効率的運営に 向けた支援 | | | | | |
| 環境と調和のとれた生産体制の構築 | | | | | |
| ・環境にやさしい栽培技術導入、生産 体系の確立支援 ・省力化に資する先端技術の導入支援 → 環境と調和のとれた 生産体制の構築 | | | | | |
| 特色ある農畜産物のブランド化に向けた取組の推進 | | | | | |
| ブランド力の向上に向 けた計画策定支援 → 計画の実践支援 | | | | | |
| 販路拡大等に向けた知名度向上支援 | | | | | |
| 産地直売施設の活動促進 | | | | | |
| 魅力ある商品の 開発支援 → 商品PRの支援や イベント情報の発信 | | | | | |
| 産地直売施設の運営改善指導 | | | | | |



県以外の主体に期待される行動

(農業者)

- ・農畜産物の生産・販売
- ・高度な生産技術の導入
- ・基盤整備に向けた集落内の合意形成
- ・農村環境保全等の地域活動の実践
- (市町村・団体等)
- ・担い手の経営発展や新規就農者の確保支援
- ・集落における合意形成の促進
- ・高度な生産技術の導入支援
- ・地域の農畜産物の情報発信や販売促進
- ・基盤整備に向けた集落内の合意形成や農村環境保全等の地域活動の支援

【関連する計画】

- ・久慈地方新規就農者確保・育成アクションプラン（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・二戸地方新規就農者確保・育成アクションプラン（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・久慈地方ほうれんそう産地拡大実践プラン（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・二戸地方園芸振興プラン（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・久慈地域肉用牛振興アクションプラン（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・二戸地域肉用牛振興アクションプラン（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・久慈地域酪農振興アクションプラン（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・二戸地域酪農振興アクションプラン（計画期間 令和3年度～令和7年度）

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が 展開し、意欲を持って働く地域

■ 9 地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大 に取り組みます

(基本方向)

地域の森林整備を担う意欲と能力のある林業経営体を育成し、適切な森林整備を促進します。多様な木材需要に対し適切に対応できる木材生産体制を強化します。

特用林産物¹の安定的な生産活動が維持されるよう、木炭の生産体制やブランド力の強化と乾しいたけの新たな販路の確保等に向けた取組を促進します。

また、文化財の修復等による需要が増大する生漆²について、他圏域との連携を進めながら質の高い漆資源の確保を促進します。

現状と課題

- 森林経営計画制度の運用による適切な資源管理と効率的な木材生産の実現に向け、意欲と能力のある林業経営体等が、森林所有者に代わる経営の担い手として個々の所有森林を取りまとめ、施業の集約化を進めていくことが必要です。
- 世界情勢の影響を受けやすい輸入木材から、国産材への切り替え需要が高まっており、森林の公益的機能の発揮と循環利用に配慮しながら、用途に応じた地域材利用の促進と安定供給体制の強化が必要です。
- また、原油等の高騰は、林業経営体等の生産コスト上昇の要因となっており、生産性の向上について支援が必要です。
- 県北圏域は、豊富な広葉樹資源を活用した木炭、乾しいたけ、生漆等の特用林産物の生産が盛んで、質・量ともに国内有数の産地を形成していることから、経営の安定化など生産振興に取り組んでいくことが必要です。

木炭は、生産者価格の安定など、生産者が安定的に経営できる体制づくりに取り組む必要があります。

乾しいたけは、質の高い乾しいたけを消費者に届けるための販売促進や消費拡大に向けた取組が必要です。

原子力発電所事故に伴い、全国的に木炭・乾しいたけの原木価格が上昇し、安定的な確保が難しい状況となっています。

また、乾しいたけは、放射性物質の影響により安全性の確認を継続していくことが必要となっています。

生漆は、文化財の修復等により一定の需要が見込まれることから、漆林の健全育成による資源の確保等生産体制の強化が求められています。

1 特用林産物： 木材を除くきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用の生漆及び木炭等の森林原野を起源とする生産物の総称。

2 生漆： ウルシの木から採取した樹液から不純物等を取り除いた状態のもので、精製前のもの。

- ・ 乾しいたけや木炭では、コロナ禍に起因する需要の落ち込みが認められます。
- ・ 森林病害虫被害について、平成29年に松くい虫被害が確認された一戸町では、拡大を抑え込んでいるものの終息には至っていません。また、令和元年に普代村で確認されたナラ枯れ被害は、久慈市まで拡大しています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 意欲と能力のある林業経営体の育成や林業技術者の確保・育成

- ・ 意欲と能力のある林業経営体による森林経営受託の促進に向け、技術研修やスマート林業³手法の導入等により、施業集約化等の実践力の向上に取り組みます。
- ・ 地域林業の次代を担う人材の確保・育成のため、新規就業者の確保や林業技術者の育成に取り組みます。
- ・ 作業現場の安全パトロール等により、林業経営体の安全意識の向上や安全対策の強化を促進します。

② 森林整備による適切な資源の管理とともに、地域材の安定供給や利用拡大の取組を促進

- ・ 森林の多面的機能の持続的な発揮や循環利用を進めるため、伐採跡地への造林や間伐等の森林整備、森林病害虫防除対策を実施します。
- ・ 地域材の安定供給を図るため、比較的起伏が小さな地形が多い地域特性を生かし、低コストで効率的な木材生産を進めるため、林道など路網の整備や高性能林業機械の導入に取り組みます。
- ・ アカマツなどの特色ある森林資源を活用し、付加価値の高い家具材や建築材などの利用を促進します。
- ・ 市町村や関係機関と連携し、公共施設等における木材利用や木質バイオマスの熱利用等の取組を促進します。
- ・ 森林環境譲与税⁴を活用した森林整備などを促進するため、市町村が行う森林経営管理制度⁵の取組を支援します。
- ・ 海岸防災林の適切な管理・育成と治山施設の整備などによる山地災害対策の推進に取り組みます。

③ 木炭、乾しいたけ、生漆の生産や流通の体制強化を推進

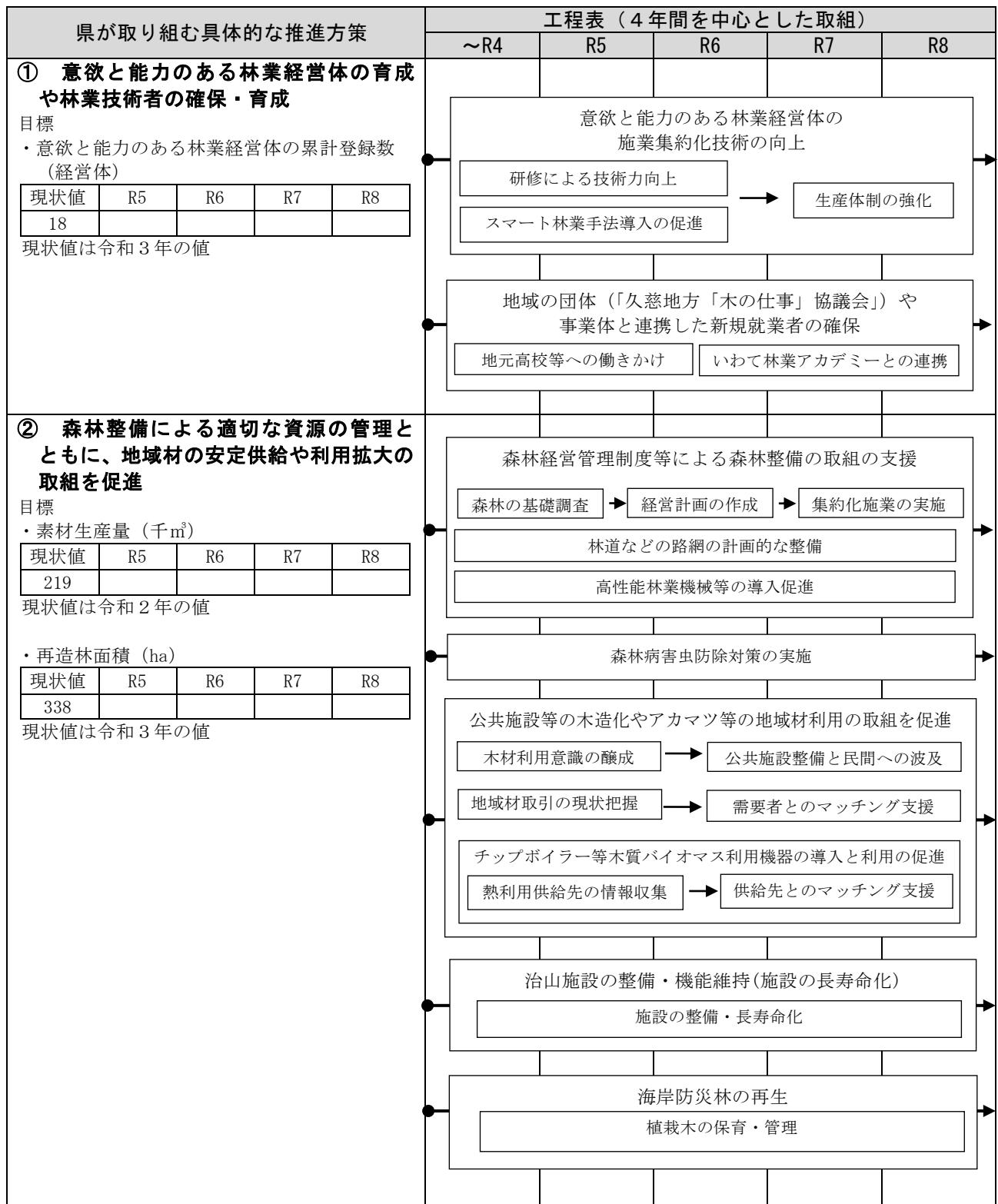
- ・ 地理的表示（G I）保護制度⁶の活用などによる「岩手木炭」のブランド力の強化を進めるとともに、販路の拡大等による木炭生産者の経営安定化に取り組みます。
- ・ 乾しいたけの安定生産のための技術力の向上や原木の安定的な確保を図るとともに、多様な販路の確保に向けた取組を推進します。
- ・ 一定の需要に対応可能な漆資源の確保に向けて、苗木生産の省力化や安定生産の技術向上に取り組むほか、漆林の植栽や保育管理技術の普及など基盤となる取り組みを支援し、生漆の安定供給体制の強化を進めます。

3 スマート林業：地理空間情報や情報通信技術（I C T）等を活用して、業務の効率化等を進める取組。

4 森林環境譲与税：温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設された税制度。

5 森林経営管理制度：手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度。

6 地理的表示（G I）保護制度：「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づき、伝統的な生産方法などにより、高い品質や評価を獲得している产品を登録し、保護する制度。



| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|---|------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ③ 木炭、乾しいたけ、生漆の生産や流通の体制強化を推進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・木炭生産者1人当たりの生産量(kg) | 現状値 9,329 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・原木乾しいたけ生産者1人当たりの生産量(kg) | 現状値 217 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・漆苗木出荷本数(千本) | 現状値 33 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| 生産者組織（「北いわて木炭産業振興協議会」）による地理的表示（G I）保護制度等を活用した新たな販売の取組を支援 | | | | | |
| <pre> graph LR A[品質管理技術の向上] --> B[品質管理体制の確立] B --> C[安定的な出荷] D[販路拡大に向けた検討・情報収集] --> E[販売先との調整・マッチングの支援] F[生産設備等の導入支援] </pre> | | | | | |
| 原木の安定確保の取組の支援 | | | | | |
| 商談会への参加など集出荷団体による販路拡大の取組を促進 | | | | | |
| <pre> graph LR G[放射性物質の検査による安全性の確保] H[栽培技術水準の維持向上・生産体制の強化] --> I[安定的な出荷] J[販路拡大に向けた検討・情報収集] --> K[販売先との調整・マッチングの支援] </pre> | | | | | |
| 漆資源の安定確保支援 | | | | | |
| <pre> graph LR L[漆苗木生産省力化の取組支援] --> M[漆苗木安定供給体制の整備] M --> N[漆林新規植栽の確保] O[漆林保育管理技術の普及] </pre> | | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(森林所有者・林業経営体・団体・生産者)

- ・森林経営計画の作成と森林施業集約化の推進
- ・新規就業者の確保と受け入れ体制の整備
- ・森林整備の実施
- ・森林病害虫防除作業の実施
- ・循環利用に配慮した低コストで効率的な素材生産
- ・生産体制の整備や販路の拡大
- ・生産技術の研鑽

・ドローンによる森林情報の把握など、新技術を活用したスマート林業手法の積極的な導入

(市町村・森林管理署)

- ・市町村森林整備計画の策定と実行支援
- ・林産物・特用林産物の生産・販売体制強化の支援
- ・公共施設の木造化等の推進
- ・木質バイオマス利用機器の導入及び利用の推進
- ・森林経営管理制度による森林整備等の推進
- ・森林病害虫防除事業の実施
- ・適正な森林経営に向けた国有林・民有林の連携

Ⅲ 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が 展開し、意欲を持って働く地域

■ 10 担い手の確保・育成や漁業生産量の回復・向上を 進めます

(基本方向)

東日本大震災津波のほか、度重なる自然災害や海洋環境の変化により減少した水産資源の回復に努め、つくり育てる漁業の高度化を推進し、県北圏域の特徴を生かした採介藻、養殖、漁船漁業の生産性向上と漁業生産額の回復を図り、中核的漁業経営体¹の育成や新規漁業就業者の確保・育成に取り組みます。

また、産地魚市場を核とした高度衛生品質管理型の流通・加工体制の維持・強化を図り、安全・安心で消費者から選ばれる産地づくりを進めるとともに、県北圏域の水産物の販路拡大、付加価値の向上を推進します。

さらに、漁港施設の機能強化や避難誘導対策を図るとともに、計画的な保守管理を進めます。

現状と課題

- ・ 県北沿岸6漁業協同組合の正組合員数は、東日本大震災津波の影響に加え、発災以前から続いている高齢化の進行により、令和3年には1,619人と平成21年の2,169人と比べ25%減少していることから、漁業協同組合や市町村等と連携し、地域をけん引する中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保・育成などに取り組む必要があるほか、漁業生産活動における就労環境の改善や作業の効率化・省力化に取り組む必要があります。
- ・ 燃油や資材価格の高騰は、生産コストの上昇というかたちで漁業者の経営を直撃していることから、生産性や収益力の向上について一層の支援が必要です。
- ・ 東日本大震災津波や平成28年台風10号の被災により稚魚を計画通り放流できなかったことに加え、海洋環境の変化により、サケ資源は大幅に減少していることから、関係者の連携により種卵を確保し、大型で強靭な稚魚の放流による資源の早期回復に努める必要があります。
- ・ 近年、海水温の上昇等により磯焼けが進行し、アワビ資源の減少やウニの身入りの低下が続いていることから、漁獲量の回復を図るため、効果的な種苗放流による資源造成や増殖場の整備による藻場の再生に取り組む必要があります。
- ・ 県北圏域の養殖生産量は病虫害等の発生により、震災前の5～6割まで減少していることから、漁場特性を生かし、ワカメ、ホタテガイ養殖の生産性を高めるとともに、ホヤやアサリ等の新たな養殖の導入が必要となっています。加えて、令和3年度に事業化されたギンザケ海面養殖について、生産技術の向上や作業の省力化を図り、生産の安定化・増大を図る必要があります。
- ・ 漁船漁業においては、海洋環境の変化により、スルメイカやマダラ等の漁獲量が減少して

¹ 中核的漁業経営体：年間販売額1千万円以上の経営体。

いることから、資源量が増加しているマイワシやサワラなどの魚種を利用する漁業の導入が必要となっています。

- ・ 消費者における安全・安心のニーズが高まっていることから、引き続き、生産から流通加工まで一貫した衛生管理体制を継続する必要があります。
- ・ 水産加工業においては、不漁による原料の不足が生じていること、若年層の魚離れや新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、水産物の消費が減少していることから、増加している資源の利用を促進するほか、地域水産物や産地のPRとブランド化の取組が必要となっています。
- ・ 漁業生産の基盤となる漁港施設は、近年の頻発化・激甚化する台風や低気圧等への対応や、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る計画的な保守管理を行う必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 漁業担い手の確保・育成

- ・ 浜の活力再生プラン²や浜の活力再生広域プラン³の実行を支援することにより、漁業所得の向上を図るほか、経営規模の拡大や法人化の取組を支援することにより、地域漁業をけん引する中核的漁業経営体を育成します。
また、燃油高騰対策として国の漁業セーフティネット構築事業への加入促進を図ります。
- ・ 水産業への興味や就業意欲を高めるため、漁業協同組合や市町村、いわて水産アカデミー⁴と連携して、小学生から高校生までを対象とした様々な漁業体験の機会をつくることにより、新たな担い手の確保・育成を図ります。
- ・ 漁業者の素潜りによるウニ、アワビ漁業の事故防止のため、漁業協同組合と連携して、漁期前に講習会を開催し、操業の安全性向上を図ります。

② 漁業生産量の回復・生産性向上

- ・ サケふ化場と定置網漁業者等の連携を支援することにより、安定した種卵の確保を図るほか、魚病予防のための種卵消毒の導入支援や大型で強靭な稚魚の生産と適期放流の推進により、サケ資源の回復を図ります。
- ・ アワビ、ウニの効果的な種苗放流やナマコ増殖の取組を支援することにより、資源造成を図るほか、漁業協同組合間の連携による餌対策やウニ移植の推進、計画的な藻場造成等により、品質の良いアワビ、ウニの安定供給を図ります。また、移植したウニの蓄養の取組を支援することにより、ウニ漁獲量の増大を図ります。
- ・ 養殖漁場の利用方法の見直しや研究機関と連携した病虫害対策の検討により、ワカメ、ホタテガイ養殖の生産増大や生産性向上を図ります。また、ホヤやアサリ等の新しい養殖の導入により、養殖生産量の回復を図ります。
- ・ ギンザケ海面養殖において、情報通信技術（ICT）や省力化機器導入を推進し、生産性

² 浜の活力再生プラン：地域水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するため、地域の漁業所得を5年間で1割以上向上することを目標とし、個々の漁村地域の現状・課題に合わせて、収入向上の取組やコスト削減の取組をまとめた計画。

³ 浜の活力再生広域プラン：水産業の競争力強化や活力ある漁村地域を維持発展させるため、浜の活力再生プランに取り組む広域な漁村地域が連携して、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めた計画。

⁴ いわて水産アカデミー：漁業の基礎知識や高度な経営手法の習得を通じ、将来の岩手県の漁業の中核を担う人材を養成する研修機関。

向上と作業の効率化を進めることにより、生産量の安定・増加を図ります。

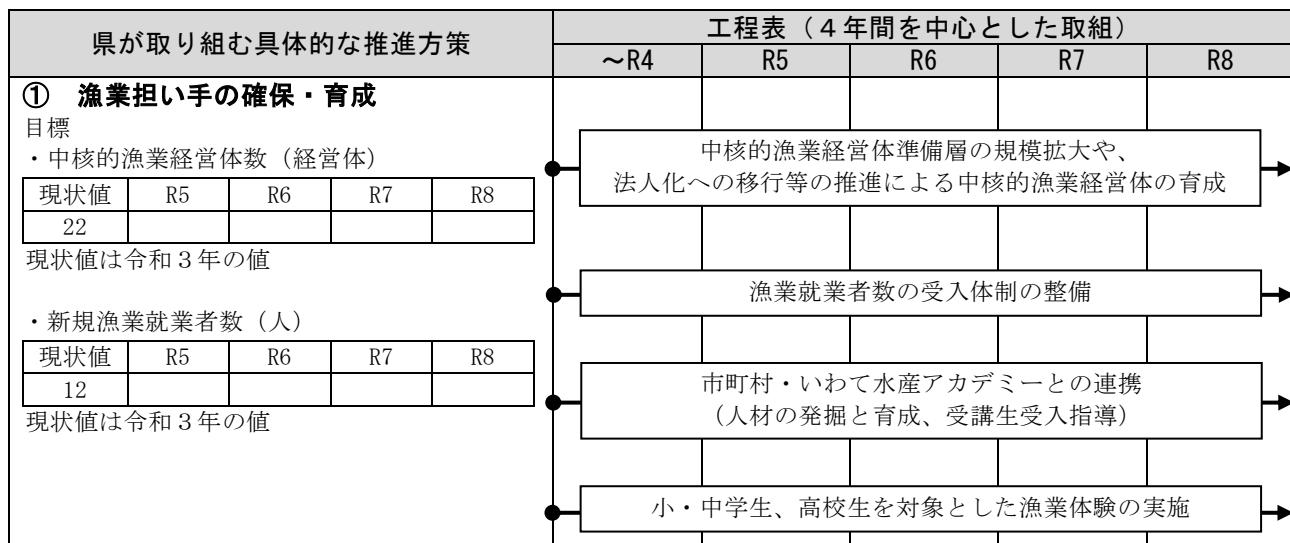
- マイワシやサワラ等資源の増加している魚種を対象とした、漁業の導入を検討します。

③ 生産物の付加価値向上・販路拡大

- 安全・安心な水産物を消費者に提供するため、产地魚市場を核とした漁獲から流通、加工まで一貫した水産物の高度衛生品質管理を推進します。
- マイワシやサワラ等の資源が増加している魚種や養殖事業が開始されたギンザケなどを、新たな加工原料として利用を促進します。
- 地域水産物の直売会の開催やE C⁵販売の導入、S N S⁶を活用した情報発信を支援することにより、販路の多様化を推進するほか、小学生等を対象とした地元水産物を用いた料理教室を支援することにより、魚食文化の普及を図ります。
- 地域水産物の放射性物質に関する安全性について消費者に情報提供します。

④ 漁港等の整備

- 漁港施設の耐震対津波強化や高波対策等により防災力の強化を図るとともに、施設保全計画に基づく計画的な保守管理により漁港施設の長寿命化を進めます。
- 市町村が実施する就労環境の改善に資する岸壁や防波堤の改良・整備など生産基盤の整備・保全を支援します。



⁵ E C : Electronic Commerce (エレクトリック・コマース) の略。インターネットでのモノやサービスの売買取引全般を意味する。

⁶ S N S : Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。



県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体等)

- ・担い手の育成、新規漁業就業者の受入れ
- ・浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プランの実行
- ・サケふ化場の再編、放流体制の見直し
- ・増殖場の適正管理、養殖漁場の最大限の利用
- ・高度衛生品質管理計画実行
- ・新たな販路開拓、6次産業化、水産物の高付加価値化

(市町村)

- ・新規漁業就業者受入環境の強化
- ・浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン実行
- ・高度衛生品質管理地域づくりの取組継続
- ・漁業協同組合、加工業者の販路開拓、水産物の高付加価値化に向けた連携支援
- ・漁港施設等の整備、保守管理

【関連する計画】

- ・岩手県漁業担い手育成ビジョン
- ・浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン（地域水産業再生委員会）
- ・サケふ化場再編マスターplan（一般社団法人 岩手県さけ・ます増殖協会）
- ・水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画
- ・岩手県水産基盤整備方針
- ・岩手県藻場保全・創造方針

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が 展開し、意欲を持って働く地域

11 北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛ん にします

(基本方向)

商品開発や、生産性向上、販路開拓に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による業績の悪化、原材料価格の高騰など、事業者が抱える多様な経営課題に応じてきめ細かな支援を行うとともに、事業者の経営規模や業種、業態、事業規模に応じ、各種支援機関や地元商工団体と連携し、意欲ある経営者等の取組を支援します。

また、「食べるなら岩手県北産」と消費者から選ばれるよう、県北圏域の優れた農林水産物を活用した加工食品や食料品の認知度向上や消費拡大を目的に、地域内外への情報発信を強化します。

さらに、食品に起因する健康被害等の発生予防に努め、食の安全・安心を推進します。

現状と課題

- ・ 県北圏域の食料品製造出荷額は、令和元年では796億円と県全体の20.4%を占めています。また、県北圏域の製造業全体の中で、従業者数で51.0%、製造品出荷額で61.6%を占めており、地域経済と雇用を支える重要な産業となっています。
- ・ 県北圏域には、全国有数の生産量を誇るブロイラー産業が集積しているほか、魅力ある食材を取り扱う食産業事業所が立地していますが、安定的な販路を有し、市場占有率の高いブロイラー産業の事業者を除くとその多くは小規模・零細経営であるため、顧客ニーズに応じた商品開発や販路開拓、人材の育成など、個々の事業者が抱える課題に応じたきめ細やかな支援が必要です。
- ・ 三陸沿岸道路の全線開通により、県北沿岸地域の物流の効率化が進み、地域産業の活性化が期待されます。
- ・ 県北圏域で生産される農畜産物や水産物、その加工品の認知度は年々高まっていますが、地域内外における消費拡大を一層促進するためには、より効果的な情報発信が必要です。
- ・ 飲食店関係事業者、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に大きな影響を受けている事業者については、専門性を有する支援機関とも連携するなど事業者の状況に応じた適切な支援が必要です。
- ・ 県北圏域は大規模養鶏場や加工場が集積し、鶏肉の一大産地となっていることから、地域の基幹産業として持続的に発展させていくためには、産業を担う人材を安定的に確保していく必要があります。
- ・ 品質管理の徹底や納期、価格など、顧客が食品関係事業者に求める条件は厳しさを増しています。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが県北圏域内で発生した場合、甚大な影響が生じることから、

発生防止に向けた事業者による対策の徹底と合わせ、発生時に関係機関等が一体となって迅速かつ適切な対応ができるよう、必要な体制を整備しておくことが重要です。

- ・ 食産業製品に対する放射性物質の影響について、的確な情報提供が求められています。
- ・ 家庭や飲食店等において、細菌やウイルスを原因とする食中毒事件が依然として発生していることから、食中毒を未然に防止するための実践と普及啓発や食品事業者によるH A C C P¹の考え方に基づく自主衛生管理の実践と定着の推進が大変重要となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 事業者の経営課題に応じた支援

- ・ 食産業コーディネーターを配置し、商工団体等と連携した訪問活動等を通じて、取引先とのマッチングや商談会等への出展を勧めるとともに、必要に応じて岩手県よろず支援拠点や各種支援機関、大学等と連携しながら、新型コロナウイルス感染症により生じた課題への対応をはじめとした経営課題の解決を支援します。

販路開拓については、事業者の意向を踏まえながら、県内、県外、海外市場への展開に必要な支援を行い、事業者の業容拡大を促進します。

- ・ 中小企業、零細事業者の新たな商品開発を支援するほか、意欲ある事業者の販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。
- ・ 事業者の経営力強化を図るため、各種支援機関や商工団体等と連携し、事業者が行う生産性や品質の向上に向けた取組を支援します。
- ・ 農商工連携等の圏域内外における事業者連携を促進し、新たな事業展開等を支援します。

② 北いわて食材等の認知度向上・取引拡大

- ・ 水産加工品をはじめとする北いわての魅力ある商品の認知度向上を目的としたイベント開催や商談会等への出展を支援します。
- ・ 中小企業、零細事業者によるオンライン販売などインターネットを活用した販売促進、情報発信の取組を支援します。
- ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（S N S²）を活用した効果的な情報発信などにより、農畜産物や水産物など、北いわての魅力ある食材を活用した商品の一層の認知度向上に取り組みます。

③ 食産業を担う人材の確保・育成

- ・ 県北圏域の主要産業であるプロイラー産業をはじめ、圏域の食産業を将来にわたり維持・発展させていくため、児童・生徒に対し、地域の食材や食産業の理解を深める啓発活動等を通じ、産業を担う人材の安定的な確保に向けた取組を支援します。
- ・ 事業者の商品開発力や生産性の向上などの改善活動の支援を通じて、食産業を担う人材の育成を図ります。

¹ H A C C P : Hazard Analysis Critical Control Point の略で、食品の製造・加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し、この結果を基に衛生管理するとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法。

² S N S : Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

④ 安全・安心を支える体制の整備

- 高病原性鳥インフルエンザ等について、関係機関が連携して衛生管理等防疫に関する情報提供や技術的支援を行い、発生を抑制するとともに、発生時を想定した訓練の実施によって初動対応の迅速化を図ります。
- 放射性物質に対する食産業製品の安全性に関して、適時適切に消費者等に対し情報を提供します。
- 食品の生産、製造・加工、流通段階における安全性の確保を図るため、食品事業者に対するHACCPの考え方に基づく自主衛生管理の実践・定着に取り組みます。
- 食中毒等の事件・事故を未然に防止するため、食品事業者に対し、積極的に食品衛生法³に基づく監視・指導及び収去検査を行うとともに、食品表示法⁴に基づく食品表示に係る監視・指導を行い食の安全・安心の確保を図ります。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|---|------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ① 事業者の経営課題に応じた支援 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・専門家の斡旋・派遣及び支援制度採択件数(件) | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 40 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ② 北いわて食材等の認知度向上・取引拡大 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・地域食材PR回数(回) | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 16 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・商談会等への出展支援者数等(者) | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 54 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ③ 食産業を担う人材の確保・育成 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・食産業関連事業所への企業見学会参加人数(人) | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 200 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・食産業関係者を講師とした出前講座等の受講者等数(人) | | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 62 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| 事業者の経営課題に応じた支援 (商品開発支援、販路開拓支援、専門家派遣、事業者訪問支援等) | | | | | |
| 地域食材等の認知度向上に向けた情報発信の実施 | | | | | |
| 地域食材等の認知度向上に向けたイベントの開催・出展支援等 県内:商談会や消費者向けイベントの開催・出展支援等 首都圏等:消費者向けイベントの開催・出展支援 | | | | | |
| 中・高校生を対象とした企業(食産業関連)見学会の実施 | | | | | |
| 食産業関連事業者や農林水産業者による出前授業等の実施 | | | | | |

³ 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）：食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律。

⁴ 食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）：食品の表示に係る各種法律の規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として制定された法律。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|------------------------------|---------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ④ 安全・安心を支える体制の整備 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・高病原性鳥インフルエンザ対策訓練実施回数 (回) | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 | 2 | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| | 高病原性鳥インフルエンザ対策訓練の実施 | | | | |
| | | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(市町村)

- ・事業者訪問による経営課題の把握、相談対応
- ・事業者連携に向けたマッチング支援
- ・地域食材等の魅力の認知度向上に向けた取組

(事業者)

- ・新商品開発、既存商品の改良、販路開拓
- ・他事業者との積極的な連携
- ・若年層の人材育成への協力、事業所内人材の育成
- ・衛生管理等防疫の徹底
- ・食品の自主衛生管理の推進と安全な食品の提供

(産業支援機関等)

- ・販路開拓に係る情報収集及び事業者への提供
- ・商品開発に係る指導・助言

(商工団体)

- ・事業者訪問による指導
- ・金融関係の相談対応

(住民等)

- ・食に関する正しい知識の習得

【関連する計画】

- ・岩手県食の安全安心推進計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が 展開し、意欲を持って働く地域

12 アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします

(基本方向)

ものづくり産業の振興を図るため、産学官が連携して地域の特性を生かした事業活動を行う企業への生産性向上の支援など、経営課題に応じた個別支援を行うほか、次世代を担うものづくり人材の育成として、高校生等の若年者に対し、地域のものづくり事業者の周知を図り、地元就職者の拡大や技能の承継に努めます。

特に、県北圏域に集積しているアパレル産業の産地としての認知度向上を図るため、技能向上を目的とした人材育成や商談会の開催等に取り組みます。

現状と課題

- ・ 県北圏域の製造品出荷額（食料品製造業を除く）は、令和元年には453億円を計上していますが、全県に占める割合は2.1%にとどまっています。
一方、繊維工業品（アパレル関連）の製造品出荷額は、43億円で全県の15.8%を占め、従業者数も県北圏域内製造業の14.3%を占めています。
- ・ 県北圏域のアパレル関連産業は、受託生産中心の事業者が多いため、安定的な受注の確保や認知度向上などの経営課題を抱えています。
- ・ 少子・高齢化や人口の社会減などによる人手不足の恒常化に加え、新規高卒者の県北圏域内就職率が低いことから、児童・生徒が地元企業の魅力を知る機会を増やすなど、地元ものづくり企業等に就職を希望する人材を確保・育成するための取組が求められています。
- ・ 県北圏域には、淨法寺塗、大野木工などの優れた工芸品が製造されていますが、認知度の更なる向上と後継者不足への対応が大きな課題となっています。
- ・ 地域資源を生かした産業振興を図るため、地域未来投資促進法に基づき、地域経済を牽引する事業を実施する民間事業者等を支援していく必要があります。
- ・ 三陸沿岸道路の全線開通により、県北沿岸地域の物流の利便性が向上し、地域産業の活性化とともに新たな企業立地が期待されます。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 企業の経営課題に応じた支援

- ・ いわて産業振興センターとの連携により、各企業の経営課題に応じて、生産性向上、技術開発、販路開拓など総合的に支援します。
- ・ 他圏域の産業支援機関や企業、大学との交流・連携を促進し、技術力の向上や取引拡大を支援します。

② 地域の特徴的な産業の振興

- ・ 北いわてアパレル産業振興会との連携により、全国の商談会などへの参加等を通じて地域の縫製事業者が有する高い技術力を県内外に発信し、産地としての認知度向上を図るとともに、取引拡大を支援します。また、企業と学校との交流の機会を設けるなど、若年層を対象に管内企業の理解促進に取り組みます。
- ・ 縫製事業者や関係団体との連携を一層促進し、更なる技術力の向上や人材育成を図るとともに、モノのインターネット（IoT）の導入などによる生産性向上に係る企業の取組を支援します。
- ・ 浄法寺塗などの地域に根ざした伝統工芸品や琥珀、マリンローズなどの特色ある地域資源の価値を県内外へ発信するとともに、市町村や関係団体と連携し、後継者育成や販路拡大を支援します。

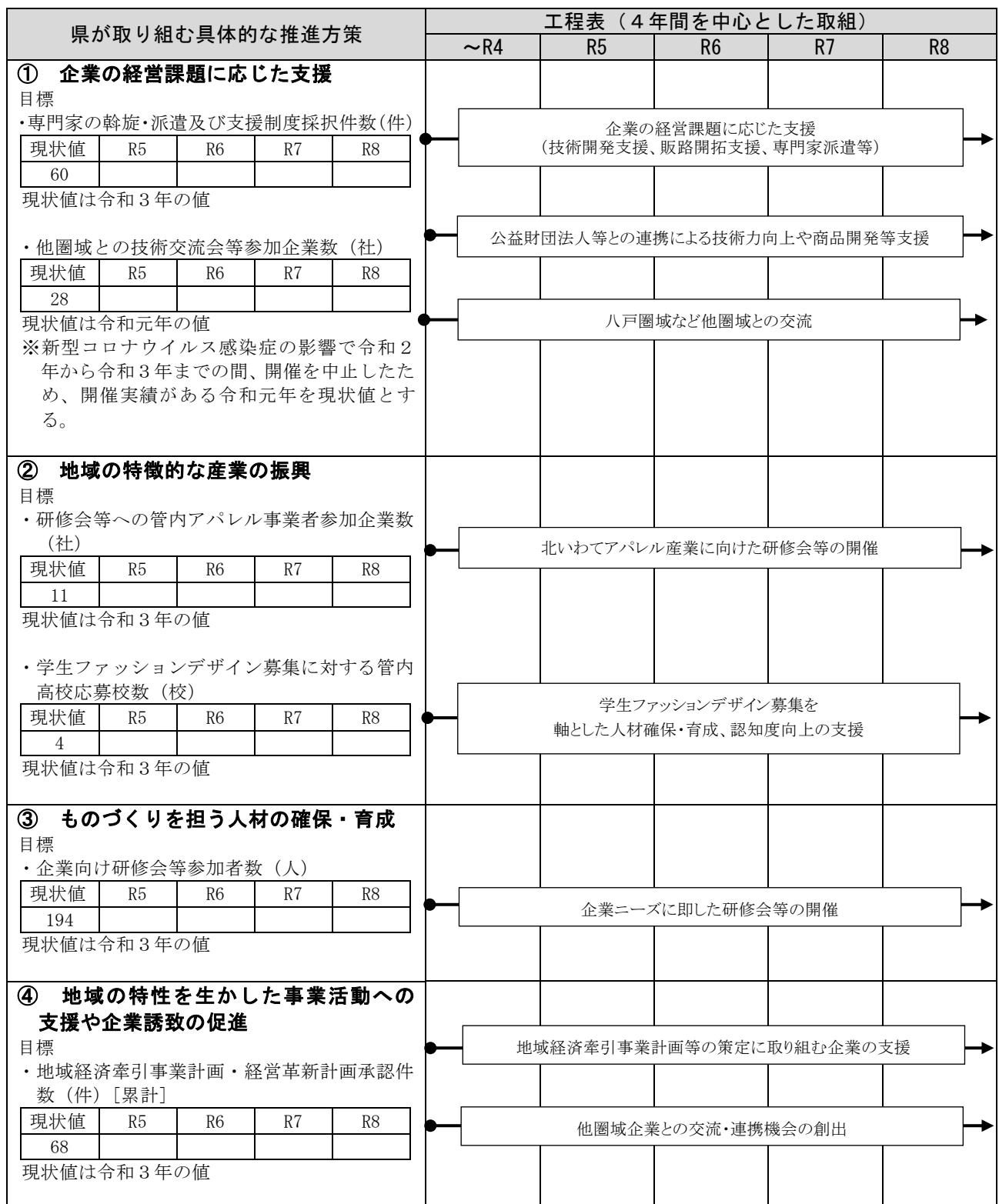
③ ものづくりを担う人材の確保・育成

- ・ 次世代を担うものづくり人材の確保、育成を図るため、内陸部や隣接する八戸圏域の産業界や学校等と連携し、児童・生徒や保護者等の工場見学、企業人による講演、インターンシップ¹のあっせん、工業高校生への技能講習に取り組みます。
- ・ 企業の人材育成に向けて、県北ものづくり改善塾や他圏域の企業見学会を開催するとともに、改善塾受講企業等を対象に生産性向上を目的とした個別のフォローアップにより、企業内人材の高度化を支援します。

④ 地域の特性を生かした事業活動への支援や企業誘致の促進

- ・ 市町村や商工関係団体との連携により、地域未来投資促進法の周知も図りながら、地域の特性を生かし、地域をけん引する取組を行う企業の業容拡大に向けた支援を行います。
- ・ 県北圏域内の久慈・二戸間をはじめ、新たな交通ネットワークを生かし、他圏域の企業関係者と交流する機会を創出し、情報共有や企業間連携を促進します。
- ・ 県北圏域外の企業に対して、三陸沿岸道路の全線開通や各種施策など、企業立地上の優位性を情報発信します。

¹ インターンシップ：学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。



県以外の主体に期待される行動

(市町村)

- ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応
- ・企業誘致の推進及び誘致企業に対するフォローアップ

(企業)

- ・技術力の向上、研究開発、取引拡大、人材確保等の取組の推進
- ・地域の特性を生かした事業への取組の推進
- ・他圏域との交流会等への参画
- ・若年層の人材育成への協力、企業内人材の育成

(教育機関・産業支援機関)

- ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応
- ・企業間取引、研究機関等とのマッチング支援
- ・产学研連携による人材育成等

(商工団体)

- ・金融関係の相談対応
- ・企業訪問による指導（税務、経理等）

(教育機関)

- ・キャリア教育推進
- ・就職指導（生徒と企業のマッチング等）

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働く地域

13 隣接圏域等と連携した広域観光を進めます

(基本方向)

世界遺産に登録された「御所野遺跡」をはじめとする歴史・文化資源や三陸ジオパーク等の自然・景観資源に加え、県北地域ならではの食や食材、工芸等の観光への活用や「あまちゃん」の知名度を生かしたロケツーリズムの推進など、交流人口の一層の拡大に向け、新たな交通ネットワークも生かしながら、特色ある地域資源を総合的に活用した観光を推進します。

また、三陸DMOセンターや広域観光推進組織等との連携を強化し、体験型観光・教育旅行等の受入態勢を整備するとともに、各種観光キャンペーン、イベントやSNS等を活用した魅力発信など、地域の観光情報を効果的に発信します。

さらに、歴史的・文化的につながりの深い八戸圏域や「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録によりつながりの深まった他圏域とも連携しながら国内外からの誘客を促進します。

現状と課題

- ・ 県北圏域への観光入込客数（延べ人数）は、連続テレビ小説「あまちゃん」が放映された平成25年の336万人回をピークに減少傾向にあり、平成29年には272万人回となり、東日本大震災津波の発災前の平成22年の287万人回を下回りました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年は171万人回と大幅に減少し、大きな影響を受けています。
- ・ 「あまちゃん」の撮影に対応した地域の観光事業者や産業界、関係自治体により「北三陸『あまちゃん』観光推進協議会」が組織され、相互連携による観光誘客活動や地域活性化の取組が進められるなど、「あまちゃん」をきっかけとした広域的な観光振興の取組が継続して行われています。
- ・ 県北圏域には、世界遺産御所野遺跡や日本遺産に認定された「安比川流域に受け継がれる伝統技術“奥南部漆物語”」、野田塩の道などの歴史・文化資源、山海の自然が織りなす平庭高原や折爪岳、小袖海岸などの景勝地などがあり、これらの特色ある地域資源の魅力を圏域内外に向けて効果的に発信し、より一層の誘客を図っていく必要があります。
- ・ また、二戸地域では金田一地区などの公民連携によるまちづくりや、御所野遺跡の世界遺産登録を契機とした観光地域づくりなど、地域の活性化や魅力を高める官民の取組が進んでおり、こうした地域が主体となった取組が定着し、地域の魅力が高まることで交流人口の拡大が図られるよう支援していくことが必要です。
- ・ 久慈地域では、教育旅行など体験・交流型観光が定着しているほか、二戸地域においても地域資源を生かした体験メニューが充実してきています。

一方で、農林漁家体験民泊などの受入態勢の整備や体験インストラクター等の育成が課題となっています。

- ・ 観光においても密を回避する自然の中での体験やアクティビティ、日本遺産・伝統工芸といった文化資源など、地域資源を活用したアドベンチャーツーリズム等の新たな観光需要の創出が求められます。
- ・ 三陸沿岸道路や内陸との横断道路の全線開通など交通網の充実に加え、3つの世界遺産を有する県となった優位性を生かし、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなど県北地域の特色ある地域資源と組み合わせながら効果的に情報発信することにより、県内のみならず県境を越えた広域での周遊を促進していくことが必要です。
- ・ 隣接する八幡平市安比地域では、世界的に展開しているホテルのオープンやハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校などにより外国人の来訪増加が期待されることに加え、いわて花巻空港への国際定期便の就航が再開されることも見据え、外国人観光客の受入態勢の充実や誘客を図っていくことが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 特色ある地域資源を活用した観光の振興

- ・ 県北圏域の観光資源の核となる世界遺産御所野遺跡を起点とし、県北圏域の多様な魅力を一體的に発信することにより、圏域各地への誘客を促進します。
- ・ 地域の特色ある歴史・文化、食を観光資源として活用を促進するとともに、世界遺産御所野遺跡、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、日本遺産“奥南部漆物語”など訴求力のある地域資源を生かした、体験・交流型の観光コンテンツの充実を図ります。
- ・ 連続テレビ小説「あまちゃん」の知名度を生かしたロケの誘致に地域の官民が一体となって取り組み、その誘客効果の継続を図ります。
- ・ いわて観光キャンペーン推進協議会や三陸DMOセンターと連携し、県北圏域における観光地域づくりを支援します。

② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により大きく減少した観光需要の回復や世界遺産御所野遺跡を中心とした県北圏域への国内外からの観光客の増加を見据え、市町村と連携した地域が一体となったおもてなしの意識醸成や観光地域づくりの中心的役割を担う観光関係者に向けたセミナーの開催等を通じて、地域のホスピタリティの向上と観光人材の育成を促進します。
- ・ 海・川・高原といった自然資源やシャワークライミング、カヤックなどの体験アクティビティ、文化資源などを活用したアドベンチャーツーリズムを促進するため、新たな観光需要の創出に向けた人材育成に取り組みます。

③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進

- ・ 三陸沿岸道路の全線開通など新たな交通ネットワークによる様々な効果を生かし、県北圏域を訪れる旅行者に地域の魅力を発信し、交流人口の拡大に取り組みます。
- ・ 歴史的・文化的に深いつながりがある県央圏域や八戸圏域などと連携し、誘客拡大に努めるとともに、魅力ある観光資源を組み合わせた広域観光ルートの構築に取り組みます。
- ・ 世界遺産御所野遺跡を中心とした県北圏域への誘客を促進するため、平泉の文化遺産や明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）など県内3広域圏の世界遺産の連携など、岩手県の持

つ優位性を生かした広域での周遊促進に向けて取り組みます。

- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を契機とした県境を越えた広域での周遊観光を促進・定着させるため、隣接県等と連携しながら「縄文」をテーマとした周遊ルートの確立に向けて取り組みます。
- ・教育旅行の誘致拡大に向け、SDGsの要素を組み入れたプログラムの開発など学校が求める多様なニーズへの対応を促進するとともに、東日本大震災伝承施設や農山漁村体験等、県北地域の特色ある学びの要素を生かしながら教育旅行の誘致拡大と来訪の定着を促進します。
- ・インバウンド等の誘客を促進するため、SNSを活用した圏域内の観光に関する情報発信を行うとともに、隣接圏と連携して外国人向けの観光プログラムの企画・開発を促進するなど、県域を越えた外国人観光客の誘致に取り組みます。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|--------------------------------|--|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ① 特色ある地域資源を活用した観光の振興 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・御所野縄文公園入込数（千人） | 32 | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・地域観光人材育成数（人） | 10 | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・教育旅行等での来訪学校数（校） | 103 | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・他圏域との合同観光PR参加団体数（団体） | 36 | | | | |
| 現状値 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| | 観光客受入に向けた体験交流プログラム等の整備及び活用促進 | | | | |
| | 世界遺産御所野遺跡を起点とした県北圏域への誘客促進 | | | | |
| | 体験型教育旅行受入地区（民泊等）の拡大支援 | | | | |
| | 地域のホスピタリティの向上と観光人材の育成支援 | | | | |
| | 地域資源を生かした体験プログラムや教育旅行に対応した探究学習プログラムの充実 | | | | |
| | 観光イベントの実施による観光情報発信【県央・八戸地域】 | | | | |
| | 隣接圏域と連携した広域観光ルートの構築 | | | | |
| | 観光素材集の更新・見直し及び旅行会社に対する観光素材の提案 | | | | |
| | 広域観光ガイドブックの増刷・更新及び多言語化 | | | | |
| | WEB・SNSを活用した情報発信 | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(市町村・観光協会)

- ・地域素材の掘り起こしと活用促進
- ・地域素材の魅力向上と観光メニューの充実
- ・地域の観光を支える人材の育成など受入態勢の整備及び充実支援
- ・地域の観光資源の情報発信
- ・地域のおもてなし意識の醸成

(観光事業者、ボランティア団体等)

- ・地域内での連携や協働による観光地域づくり
- ・地域素材の掘り起こしや観光への活用
- ・おもてなしの実践
- ・観光を支える人材の育成など受入態勢の整備及び充実

(民間の広域観光推進組織)

- ・観光客受入れの総合的窓口機能の整備及び強化
- ・広域的な観光素材の魅力向上、観光メニューの充実、商品化
- ・広域的な観光情報の収集及び整理

【関連する計画】

- ・みちのく岩手観光立県第3期基本計画（計画期間 令和元年度～令和5年度）
- ・いわて国際戦略ビジョン（計画期間 平成29年度～令和3年度）、当面の国際関連事業推進の指針

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働く地域

14 雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます

(基本方向)

「働くなら県北」の実現に向け、市町村や関係機関と連携し、若者の地元就職・U・Iターン就職などの促進やキャリア教育¹の充実に向けて取り組むとともに、若者、女性、高年齢者など働く意欲のある全ての方が働きやすい雇用環境整備に向けた管内企業の取組を支援します。

現状と課題

- 少子高齢化の進行や若者の社会減による生産年齢人口の減少等により、人手不足が恒常化しており、平成29年5月以降、久慈、二戸ともに有効求人倍率は約1倍で推移しています。
- 人手不足解消のためには、雇用・労働環境の改善や労働生産性の向上に向けた取組等による企業の魅力度向上が必要です。
県北圏域は、アパレル産業や食産業など女性就労者の比率が高い事業者が多いことから、国や県が設けている女性活躍や子育てにやさしい職場環境づくりなどに取り組む企業を認定・認証する制度の周知を行い、企業の取組を促進していくことが必要です。
- 他圏域と比較し、若年者の地元企業への就職が少ないことに加え、新規高卒者の早期離職率も低くはないことから、地元定着に向けた地域ぐるみでのキャリア教育や進学等で岩手を離れた若者を対象としたU・Iターン就職の促進を関係者が一体となって、進めていくことが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 働き方改革の促進等による雇用・労働環境の改善

- 女性、高年齢者、障がい者など働く意欲のある全ての方が、その能力を生かして希望する仕事に就くことができるよう、関係機関と連携し就労支援を行います。
- 企業の人手不足や雇用のミスマッチによる早期離職の解消、女性、高年齢者、障がい者など働く意欲のある全ての方の活躍のための多様な働き方の実現に向け、働き方改革に関する情報提供等を行うなど、働きやすい職場環境づくりに向けた企業の取組を支援します。
- 企業に対し、県が進める「いわて女性活躍企業等認定制度」、「いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度」などの認定、認証の取得に向けた企業の取組を促進し、企業の人材確保や若年層の地元定着を支援します。

② 関係機関との連携による若者の地元就職や職場定着の促進

- 市町村や関係機関と連携しながら、高校生の地元企業への就職や新規就労者の職場定着、

¹ キャリア教育：児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で、計画的・組織的に育むもの。

さらには若年求職者を中心とした就職活動を支援します。

- 児童、生徒の地元企業への理解増進と若者の地元就職を促進するため、職場体験、職場見学、出前授業など、市町村や教育機関、商工関係団体など関係機関が一体となって、地域ぐるみでのキャリア教育に取り組みます。
- 大学進学者などを対象としたU・Iターン就職の促進に向け、関係機関と連携して、地元企業に対する認知度向上を目的とした情報発信に取り組みます。
- 求人ニーズと求職ニーズが一致しない雇用のミスマッチの解消に向け、関係機関と連携して企業見学会などを開催します。

| 県が取り組む具体的な推進方策 | 工程表（4年間を中心とした取組） | | | | |
|---|------------------|----|----|----|----|
| | ～R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| ① 働き方改革の促進等による雇用・労働環境の改善 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・「いわて女性活躍認定企業等」の認定数（社） 〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 21 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・いわて働き方改革推進運動参加事業者数（社） 〔累計〕 | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 50 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ② 関係機関との連携による若者の地元就職や職場定着の促進 | | | | | |
| 目標 | | | | | |
| ・県北圏域高卒者の管内就職後3年以内の離職率（%） | | | | | |
| 現状値 R5 R6 R7 R8 17.6 | | | | | |
| 現状値は令和3年の値 | | | | | |
| ・働き方改革制度等に関する普及啓発 ・いわて働き方改革推進運動やいわて女性活躍企業等認定制度等の周知、参加・認定企業等の拡大 | | | | | |
| 就業支援員等による就業支援 (セミナー開催、職場定着支援訪問等) | | | | | |
| 地元学校や地元就職者向け各種支援の実施 | | | | | |
| 小・中学校：企業見学会・職場体験によるキャリア教育支援 | | | | | |
| 高等学校：地元企業見学会・業種説明会等による就業支援 | | | | | |
| 地元就職者：講演会等による定着促進 | | | | | |

県以外の主体に期待される行動

(市町村)

- ・雇用創出のための産業振興施策の企画、調整、実施
- ・企業誘致の推進
- ・人材育成の支援
- ・キャリア教育支援
- ・U・I ターン者の移住・定住支援
- ・県内外進学者等への地元就職情報の提供

(産業支援機関)

- ・農商工連携の推進による取引拡大支援
- ・新事業分野進出に向けた支援

(商工団体等)

- ・事業者訪問による指導（税務、経理等）
- ・中・高校生に対する事業者情報提供

(教育機関)

- ・キャリア教育推進
- ・就職指導（生徒と企業のマッチング等）

(公共職業安定所)

- ・職業斡旋
- ・求人開拓

(企業)

- ・雇用の維持・確保
- ・雇用環境の改善
- ・人材育成
- ・キャリア教育支援（就労体験、職場見学会等の受入れ、出前授業の実施等）